

第四十八回国会 参议院 社会労働委員会 會議録第九号

昭和四十年三月二十五日(木曜日)

午前十時十九分開会

委員の異動

三月二十四日

三月二十五日

辞任

久保 等君

鈴木 強君

補欠選任

鈴木 強君

久保 等君

久保 等君

久保 等君

出席者は左のとおり。

委員長 藤田藤太郎君

理事 鹿島 俊雄君

委員 杉山善太郎君

委員 亀井 光君

委員 川野 三暎君

委員 紅露 みつ君

委員 阿具根 登君

委員 小柳 勇君

委員 村尾 重雄君

委員 林 塩君

衆議院議員 田口 誠治君

衆議院議員 石田 博英君

政府委員 労働政務次官 始関 伊平君

労働大臣官房長 和田 勝美君

労働大臣官房会 計課長 岡部 實夫君

労働大臣官房 労働統計調査部長 大宮 五郎君

労働省 労働局長 三治 重信君

労働省労働基準局長 村上 茂利君

労働省労働基準局長 石黒 拓爾君

労働省婦人少年局長 谷野 せつ君

労働省職業安定局長 有馬 元治君

労働省職業安定局長 住 栄作君

労働省職業訓練局長 松永 正男君

事務局側 常任委員会専門員 中原 武夫君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 辻 英雄君

○衆議院議員(田口誠治君) 私は、提案者を代表

いたしました。駐留軍関係離職者等臨時措置法の

一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げ

ます。

御承知のように、駐留軍労働者はきわめて雇用

の不安定な立場に置かれております。一昨年、日

米共同声明によって、米国のドル防衛戦略変更の

ために六千人の労働者が解雇されました。このよ

うな解雇の状況の中で、政府は、昨年六月二十六

日の閣議において、これらの離職者については積

極的に再雇用にとめると言明しておりました

が、その後再就職することのできた離職者はこの

うちわずかに二千人を数えるにすぎなかったので

あります。この例をほかにしまして、いままで

の駐留軍離職者の再就職の状況を見ますと、きわ

めて不安定な立場に置かれておるのであります

が、その離職後の措置についても多分に不備な点

が多いのであります。たとえば炭鉱離職者、金属

産業関係離職者に与えられている離職対策と比較

いたしますと、その対策はきわめて不十分といわ

るべきであります。特に駐留軍の離職者は中

高年齢層が多く、その再就職はきわめて困難

な状況にあります。これらの見地に立ちますと

き、駐留軍関係離職者等につきましては、その就職

対策をさらに積極的にする必要があらうと思

うております。このう理由から考えまして、われ

わが国としましては、現行法に一部の改正を加え、駐

留軍関係離職者等の再就職を積極的にしたいと考

えるものであります。

次に、この法律案の概要について説明を申し上げ

ます。

まず、第一に、駐留軍関係離職者等の意見を代

表する者がみずから中央駐留軍関係離職者等対策

協議会の会議において意見を述べることができ

ることとしたしまして、駐留軍関係離職者に対する

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○杉山善太郎君 労働行政の基本方針に関連いた

しまして、労使関係の諸問題について若干の質問

をいたします。つきましては、大臣は予算委員会

とのかね合もこれありというふうに承っており

ますので、今日の時点でもうしても大臣から承つておきたいということに御質問いたします。質問の柱としては、一般論的な労使関係の問題と、それから、中小零細企業における労使関係の問題と、それから、これは三十九年九月三十日の時点で新潟地方に激甚災害法が適用を受けましたという過去の経緯もこれありまして、今日の質問の柱としては、激甚災害法の適用地域における労使関係及び災害罹職者の保護措置について承つておきたい、こう思うのであります。

そこで、質問の第一点であります。一般論的な労使関係についてであります。これは端的にお尋ねするわけであります。今日、地方自治体の理事者と、一般論的ないわゆるその地域における、何と申しましょうか、職員労働組合といゆる労使関係の問題と、それから、教育委員会と教職員組合との労使関係のあり方その他の問題と、それから、公社、公団の理事者と公共企業体労働組合との関係、たとえば当事者能力なども含めまして、以上三点について一般論的に、社会通念からいって、なぜ私がこういう意味の質問を申し上げますかという、たとえば先般労働大臣の所信表明と申しますか、あるいは四十年度の労働政策の基本といふか、その中にこういうふうたい文句がございます。大臣の言っておられることとであります。が、「労使関係の問題につきまして、最近労使の間において徐々に話し合いの空気が生じつつあることはまことに喜ばしいことであるが、なお一部に相互不信が認められることは遺憾なことである」と、私もこの傾向と方向については一応は認めますけれども、なお一部には不信感があるんだ、不信感が現象面である限りは、なぜそういう不信感があるかという原因にさかのぼって、帰納法的に十分それをお互いが検討していく必要があるんだということ、いま申し上げたような三つの点について、大臣は今日どういふふうな見解を持っておられるか、そういうことをお伺いするわけであります。

○国務大臣(石田博英君) 一般的に申しまして、労使関係、それを数字であらわすといいたしますと、労使関係の紛争による労働日数の喪失という点でとらえてみますと、昭和二十七年ごろを頂点といたしまして、非常に平和的な解決の方向に向かつておることはたいへん喜ばしいことだと思つておられます。昭和二十七年におきましては、大体労使関係の紛争による労働日数の喪失は、雇用労働者一人当たり一・〇六日くらいでありました。昭和三十三年には〇・一日くらいになりました。十分の一くらいになっておるのであります。これはやはり労使の問題が話し合いによって、相互の信頼の上で平和裏に解決されているという有力な証左だと思つておるのであります。しかしながら、なお先ほどお話のように、相互に不信感が残つておつて、それが円満な労使関係のあり方を妨げておるといふことも事実であります。これについては、やはり制度的な問題もひろくございまして、それから、現在までの経緯の間に生じたことだわりのようなものもひろくあるだろうと思つておられます。私は、特にこの公務員あるいは公務員に準じる政府関係機関職員と理事者との関係につきましては、一般的な民間の労使関係と同一の態度をもって処せられない要素もたくさんございまして、しかしながら、労使関係の処理は、労使間の話し合いによって当事者間で処理されるという原則を労政のたてまえといたしまして、それとそれとそれぞれの理事者との考えられておる条件との調和をはかつていく、制度的にはそういう方向で持つていきたい、そういうふうに考えておる次第でございます。したがって、政府関係機関の当事者能力の問題につきましても、恒久的な対策としては、ILO関係法案に提出いたしましたおられます公務員制度審議会を御検討願ひ、要すれば法改正まで持つていくといたしまして、当面は、現在の法律制度の中で先ほどから申しました趣旨を生かす得るような合理的運営を最大限に考えるということによって処理してまいりたい、こう考へておる次第であります。

○杉山善太郎君 私、具体的な問題として、たとえば地方自治体の理事者と職員労働組合との関係だとか、あるいは教育委員会と教職員組合との関係だとか、あるいは公社、公団の理事者と公共企業体の労働組合との関係は、当事者能力をも含めて云々というお尋ねをしたわけでありまして、いま御回答がございましたが、要するに、これはうまくいっておるとかいいないとかいう問題ではなくて、いみじくも大臣が指摘しておられるように、やはり全般の方向はさることながら、なお一部に相互不信が認められることは遺憾である、そういう点の對象になるかならないかというところは、今後の労政の問題として、事象にあらわれる推移の中で、過去にはうまくいってなくとも、将来はこれは双方が姿勢を正しながら、うまくいくかぬという問題は今後の問題だと思ひますけれども、私は、水が解けるごとく、そう簡単には雪解けにならないんだ。で、私の考え方では、たとえばILO九十八号条約に基づくところの団体交渉権というものは今日日本は批准しておるはずでありますけれども、それが名実ともに完全実施が消化されてないんじゃないか、そういうこと、もう一つは、労働協約権を含むところの団体交渉権の復元です。私は、この労働協約権を含むところの団体交渉権の復元とか復活という点につきましては、大臣も解承知のとおり、たとえば昭和二十三年の時点においてマッカーサーが書簡を出して、その当時、政令二〇一号によって、やはり従来あったところのこの公務員の団体交渉権であるとか、ストライキも含めた団体行動権というものが、その時点でやはり剝奪をされておる、とにかく消されておるというところから、自來、やはり政府機関なり、あるいは公共企業体なりの労使関係の中で、やはりこの話し合い、労使対等の原則の上に立つたある権利というものをお互いが身につけながら、やはりこれを十分確認していくことが必要である。それができない限りにおいては、たとえば団体交渉権であるとかストライキの奪還という問題が、やはり流れの中で起きてくるのが必然じゃないか、

そういうふうな考へておられます。しかし、それは昭和二十三年の時点でありますけれども、それから今日まで動いた情勢の移り変わりの中で、やはり労使ともに十分そういう問題について、民主化の方向の中で、民主主義の成長発展の中で成長してきておると思ひます。したがって、今日の時点では、やはりあくまでも労働協約権を含む団体交渉権の復元というものが前提になってくることとが、いわゆるたとえば政府機関と政府関係の労働者との労使関係、あるいは地方自治体の理事者と、そして地方のたとえば公務員という性格の中にあつても、一般的な職員労働組合、また、教育委員会と教職員組合との関係がやはりうまくいっていないという、そういう原因は、いま申し上げたような基本権的な面が十分肯定され、政治の面で消化されないという、そういうんじゃないか、そういうふうにとらえておるわけでございますが、これに関連して大臣の御所見を承つておきたいと思つておられます。

○国務大臣(石田博英君) 一般的なものの考え方として、一つのものの考え方として杉山さんのおっしゃったものの考え方というものは、私は賛成するとか賛成しないとかは別といたしまして、そういう考へ方を私十分理解できると思つておられます。ただ、九十八号条約は、御承知のとおり、公務員を除外しておりますし、それから、各国の例を見ましても、公務員及び政府関係機関については、その条件その他が法令で保証されている。あるいは、また、それがその自治体あるいは国家なんかの予算的な関連、ひいては国民あるいは市民負担の問題、そういうようなところの関連におきましても、いろいろの制限、制約があるのが実情でございます。で、わが国におきましても、やはりそういう問題をもあわせ考慮しなければならぬ点がたくさんあると思つておられます。そういう公務員及び政府関係機関の労使関係のあり方というものは、そういう問題を含んで、将来の問題として御検討いただかなければならぬものと思つておられます。

にこのILOの問題に関連して倉石・河野案という
ようなものがあった。そうしてそれが問題の国内
関係法やILO八十七号条約の問題に関連する修
正という一つの最大公約的な意見が出たのだが、
しかし、今日的にはそれが死屍の年を数えるとい
う立場で私は言うのじゃございませぬけれども、

その辺から一事が万事で、いわゆる労使関係とい
うものがうまくいかないところの一つの事象が内
在をしているのではないかと。だからこれはだれ
がいい悪いということを中心で飛躍的にむし返そ
うとか発展させようというふうなことではないわ
けであります。おおもむき労使関係に遺憾ながら
不信任感があるという現象をとりまえる限りにお
いては、どこにそりという不信任感を生ずる原因がある
か、どこにそれをみみはぐしてなくしていく点があ
るのかという点について、私が言わんとする

ところ、あるいはお尋ねしているところについて
は、私の言ひ直しと私の顔色を見て、大臣が一
つの労働行政の、言ひならば船のかじとりとして、
若干の所信といふものをひとつお聞かせいただき
たいというぐあいには思いますがあります。

○国務大臣(石田博英君) 私は、いろいろな社会
的立場、あるいは経済的立場、その中にはむろん
それぞれ立場が対立点があると思うのでありま
す。しかし、同時に、共通の立場もありません。全
然対立的立場ばかりで処理されるべき問題とは思
わないのであります。ところが、どうも円満にい
かない、お互いにお互いの善意をそのまま受け取
らないで、それぞれ裏を取りあひ、あるいは力関
係の勝敗と申しますか、そういうものにこだわ
る一番大きな原因は、私は、やっぱり接触が少な
過ぎるところにあると思ふのであります。それぞ
れが自分の立っている立場の中だけで暮らしてい
過ぎると思ふところに欠陥があると思ふます。そ
ういう意味でドライバー提案が、政府の最高責任
者、労働者側の最高責任者との定期的な会議とい
うものを提案されたということも、これは非常な
けつこうなことだと思ふますし、これは単に政府
及び政府関係機関と労働関係ということだけじゃ

なくて、民間においてもそういうものが定期的に
具体的にけつこうすることがまず第一に望ましい、
けつこう存じます。

それから、いろいろな歴史的経過がございます
ので、そういう会合の進行の過程におきまして
は、初めからお互いが警戒し合つてものを言ふ、
ここでもうつかりものを言つたら、あとで責任を
しよわされるぞというふうな姿勢の中でのものを
い始めることよりは、もう少し自由な条件のもと
から出発することがいんじやなかろうかと思ひ
ます。ただ、それがだんだん進んでまいりまし
て、ある合意に達した。合意に達した場合にお
いては、その合意に達したことにあつて、出席者は
自分が代表する部分についてそれぞれ責任を持
つ、これは先ほど杉山さんのおっしゃつたことで
あります。それがやはり必要であらうと存じま
す。で、倉石・河野修正案の処理の責任がどこに
あつたか、あるいはそれがどういふ約束であつた
かというふうなことの議論は、これは別といたし
まして、やはりああいう形態になつたことは私も
非常に遺憾だと思つております。今後労使関係の
話し合ひで得られた結論といふものは、先ほどか
らおっしゃいましたように、その会合に出た者
が、それぞれ自分が代表して出た背後の団体に對
して、内部に対して責任を持つということが前提
でなければならぬと存じます。

それから、総評の出された五つの案の中
で、国会に報告する云々という条件をとらえて、
ILO案件について、事前に政府・与党及び社会
党、総評の間に話し合ひをしてまとめた上で、議
会に出すべきじゃないか、あるいは議会で処理す
べきじゃないか、こういう御議論が、あります
が、それは私にはむろんさういふ話し合ひが価値がない
というものを申し上げるのではなくして、さういふ
合意の到達は、やはり議会の論議を通じてやっ
ていただくのがいいんじゃないだろうか。これは
まあ忌憚なく申しますと、倉石・河野提案という
ものがあつたという経緯になりました一つの原因とい
うものは、ありますものごとが過ぎ過ぎておつて、

議会の議論というものの関与する余地がなくなり
過ぎているところに問題があるのじゃないだらう
か。やはり合意点は議会の論議を通じて、質疑を
通じて見出ししていくということが、事、法律案に関
しては私には必要じゃないだらうかと考へておるの
であります。で、定期的な会合の運営については、
いま申しましたように、始まりはできるだけ自由
な雰囲気の中で始めて、拘束や負担を感ずること
によつて話し合ひの議題なり方法なりが制約を受
けることのないようなところから始めてまいりた
い。それが時間がかかるかもしれないけれども、
相互の不信任感を除去する早い道ではなからう
かと私は考へておる次第であります。

○杉山善太郎君 この点については、この程度で
先へ進みますけれども、ただ一点聞いておきます
が、政府と総評との定期会合、まあそれはやは
り経過はたどつても、いずれさういふ方向へい
くというふうな私も期待も、また、見守つてお
りますが、並行といふ形ではどうかと思ひますが、
とにかく同盟とでも、また、同盟のほうでもその
ことを欲しておるのじゃないかと思ひますが、そ
の關係についてはどうなりますか、その点につ
いてちよつと。

○国務大臣(石田博英君) これはいま一番問題が
総評傘下と政府との關係といふことになつてお
りますので、総評との話し合ひに重点を置いてお
ります。しかし、むろんこれが総評との話し合
いが行なわれるようになりなされますならば、同盟會
議その他の政府関係機関との労働問題と関連のあ
る労働団体と同じ席においてやるか別の席にお
いてやるか、方法論は別といたしまして、定期的な
会合を行なつていきたい、こう考へておる次第で
あります。

○杉山善太郎君 それでは、激甚災害法の適用地
域における労使関係云々という問題であります
が、賃金の柱として先ほどちよつと申し上げましたの
であります。御承知のように、昨年、精密には三十
九年六月十六日の時点で新潟に大地震が発生した。
さういふことに関連して、やはり激甚災害法が適

用された。さういふ中で、具体的には、この問題
に関連いたしまして、三十九年九月三十日のこの
社会労働委員会、当時大臣もやはり大臣という
位置づけにおられましたので、この社会労働委員
会の場、具体的な問題として、北越製紙の問題と、
それから昭和石油の問題を主として浮き彫りにし
たわけでありましたが、その後、今日なかなかそ
の当時急を要したわけでありましたが、今後
それがどういふふうな経過していくかという問題
について、たとえば北越製紙は、当時従業員の數
が二千五百名であつたのであります。地震後の従
業員は二千二百三十名といふことになつてお
りました。したがって、その解雇者が百七十四名実
出たわけでありましたが、この解雇者をめぐつて、
非常に当時係争があつたわけでありまして、激
甚災害法の二十五条の適用なども含めて、労使間
係が、これは地震に便乗して、いわゆる四十年
度以降における企業合理化といふものを繰り上げて、
やはり会社それ自体は激甚法の適用によつて、融
資の面については北海道開発銀行であるとか東北
開発金融公庫から、平素ならばなかなか融資の道
がつかないのだが、激甚災害法の適用によつて工
場は前向きに再建する方向にあるのだが、しかし、
この働いている労働者は、いわゆる合理化の先食
いのしわ寄せを受ける、さういふふうなことになる
のだ。したがって、この地震という災害とい
うものは、つまり天然現象的な災害である。もちろ
ん論議の中では、いや、それは人災だといふよう
な論議もありましたけれども、さういふふうな論
議の中で、さらには今日はどうなつていふかとい
ふ問題につきまして、今日やはり百七十四名の解雇
の中で会社が下請関係などにあつせんをいたしま
して、百七十四名の解雇の中から、八十名という
ものは、今日、目の当たらない系列の中小零細企業で
さうして職についている、さういふわけでありま
す。それから、やはり今度は日本の企業内組合の
一つの典型的な悲しい事実だと思ひますけれども、
これはわれわれは犠牲のしわ寄せを受けることは
反対だ、会社はあの時限においては、とにかく系

列なり、あるいは他の紙パルプ産業のほうへ会社
の力であつてせんと言つておきながら、実は
なかなかあつせんしてくれないじゃないか。その
反面、言ひならば、激甚法二十五条のとにかく失
業保険の拡大適用というのは、言ひならば失業保
険の先食いじゃないかといつたような形で、失業
保険は時間切れになつてしまつたのだ。なおかつ、
おれたちは定職についていないのだ。だから、ひと
つ解雇になつただけで北越製紙解雇反対労働組
合というものをつくつて、親組合とは別に、やはり
これは組合の数は三十二名でありませうけれども、
ともあれ、その人たちが自主的に北越製紙解雇反
対労働組合というものをつくつて、おれたちを復
職させよ、復職させなければおれたちの解雇条件
というものを十分考へて、もう少し考へ直して、
これという形でいろいろと問題が係争されていく
こういつる時点にあるわけでありませう。なおかつ、
一般的なこの春闘といふ流れの中で、やはり北
越製紙労働組合は、紙パルプ連下の中、やはり歴史
を持つ単位組合でありませうが、したがつて、定昇
のほかに五千円といふものを一率要求するとい
うように要求をしているので、あるいは団体交渉
をやつていゝのでありますけれども、会社は二年
間といふ期限を切つて、安定賃金といふか、こう
で、定昇はとも考へられないし、こたえられな
いから、千円のとにかく安定賃金で二年をがまん
してくれ、こういつる形で、しかし、見えずいてい
る一つの事実は、なかなかこういつる形で安定賃金
だといふ要素がないのです。そういつたような形
は、あの時限で私どもが、労使関係といふものが
非常に問題があるのだといふような事象をとらま
えながら心配をしておつたわけでありませうが、今
日、はたせぬかな、非常に問題がいま申し上げ
たような形になつていゝわけでありまして、引き
続き一括—あまりこの点だけで時間を食うのは
問題かと思ひますが、そういう問題があり得るわ
けであります。これはむしろ労政局長もおられま
すので、たとえば労働省の出先と連絡をしていた
だけばわかる問題であります。

次は、昭和石油の問題であります。昭和石油
は、地震当時の従業員は四百十名でござりました。
現在はこの四百十名の人たちがどういつる形で配置
をされておられますかといふこと、建設要員として、
これは技術者であるとか事務者でありますけれど
も、これらの要員百名ほどはとなく従来からの仕事と類
似のようになつておられるわけでありませう。こ
れはあと片づけ、土方のようになつておられるわけ
であります。ほかに転勤者が二十二名あるわけ
であります。ほかに転勤者が二十二名あるわけ
あります。今度昭和石油再建の問題は、あの事件でも、
通産省その他の関連、大蔵省との関連で、また、こ
の会社は英国資本のシェルというものが株の五五
を持つていゝといふ関係で、会社それ自体は、
やはり昭和石油株式会社でありますけれども、主
導権はシェルといふイギリスの会社が持つておる
といふふうな関係で、なかなか会社の思いどおり、
言つておりにならないのだといふこと、
新瀉はやめてしまつて、太平洋の石油コンビ
ナート地域に移行するといふことが政治問題とし
て一つあつたわけでありませうけれども、その問題
は、やはり新瀉に存置しようと思つたのであり
ませう。その変わった関連の中で、やはり四月に通
産省から再建を認可しようといふことになるわけ
であります。その四月から新
いプラントを入れて、操業は来年の三月、つまり
昭和石油は操業が再開されるといふ今日の見通し
であります。その場合には新プラントによつ
て操業するといふことになりませうから、石油の精
製量はそれ以上になりませうけれども、要員はい
ま四百名のうち、これを半分にするといふことで、
そういう展望のもとに、労働協約に基づいて労使
協議会から団体交渉の段階に移行して、やはり昭
石は二百名といふものをどういつるかに配転す
べきかといふたような問題で双方ともに苦悩をし

ているといふのが、この激甚災害によつて、これ
は会社のせいでもない、労働者のせいでもない
けれども、天災と政治の若干よろしきを得ないと
いふ形が、一つの激甚災害の適用地域における労
使関係、これがたとえば技術革新とか何とかい
う問題でなくて、別の問題から派生しておるので
あつて、この問題についても、やはりどこか、何
かでの問題を十分対処して、激甚災害法の適用
地域における労使関係の問題も、やはり今後政治
の場で調整し、考へていかなければならぬ問題
じゃないかと、そういうふうな昭和石油の問題は
とらえておられるわけでありませう。

それから、もう一つは、これは非常に特徴的であ
りますので、しかも、これは労働基準関係から
いひましても労働関係からいひましても、面
にまたがる非常な問題だと思つておられますが、
これは新瀉市に都タクシー株式会社といふハイ
ヤー、タクシーの会社があるわけでありませう。こ
れはいなかでありますけれども、車の台数は百台
持つておられます。したがつて、従業員の数も二百
五十名であります。したがつて、第一組合が百
と第二組合に分かれておられます。第一組合が百
八十名、第二組合の数が三十四名、そのほかに労務
管理、これは会社の労務管理でありますけれども
も、運転手の免状を持つていゝ者を事務員とい
う形で事務職にしておりますが、いざといふとき
にはいつてもハンドルのとり得るといふことで、
その人たちはその人たちだけで運転者会といふの
を設けておられるのであります。その意図する背景
が何であるかといふことは、ここでは語り場であ
りませぬから申し上げませうけれども、とにかく
そういう会社であります。その、いゝ内容であ
ります。これは六月十六日の地震の中で、新瀉
には信濃川、阿賀野川といふのに長い橋がありま
すけれども、その橋を渡つていゝ間に橋の一部が
落ちて、そして車もろとも落ちるとか、あるいは
は車の倉庫がやはり陥没して破壊されて非常な
打撃をその時点で受けたわけでありませう。した
がつて、会社の社長は会社の手全運転手に向か

て、たいへんなことだ、そこで、会社再建のため
に、諸君は欲しないだらうけれども、給与体系の
中の歩合給と本給との関係は、結果から見るとさ
か立ちして歩くような形になつたわけでありま
す。大体新瀉は他の都市と比べて、タクシー、
ハイヤーの賃金体系といふものは、比較的固定給
が高く歩合給が少なかったたのでありますけれど
も、ところが、その地震を契機として、つまり他
の状態が新瀉に流れ込んでまいりまして、結局さ
か立ちするような状態になつて、会社の再建の中
で、ひとつ歩合給をこれこれ出さなければ、大いに水
揚げをかせいでくれといふ形で、組合はそれに反
対したわけでありませうけれども、災害による会社
再建といふ形で非常に協力を求められたのであり
ますから、これに協力をしたといふ結果になつ
たわけでありませうが、問題は、そこで相当に水
揚げが上がつて再建といふ方向に成果があつたわ
けであります。年末の一時金の問題について、新瀉
地方の運転手組合の方たちが、大体金額にして七
万五千円、大体二・五カ月に匹敵する年末一時金
であります。これに対して会社の回答といふもの
は一万三千円であつたわけでありませう。他の会社
は大体四万円から五万円の範囲で出しておつたわ
けであります。他のもつと水揚げの上からぬ小
さい会社がそれだけ出しておるんだから、世間並み
といふことをいろいろ話合つたのであります。す
けれども、その都の会社はどうかして一万三千円以上
出せない。理由は、水揚げが相当にあつた、そこで歩
合給といふものの中で分割してすでに諸君にや
つていゝはずなんだから、一万三千円以上を要求す
るなら、そうしてストを打つといふような形に出
るならば、この会社を解散してしまふといふよ
うな形になつてしまつたわけでありませう。そうい
うような暴言を吐いて、一切話し合ひに依じよう
としないのでありますから、私はときたまいな
かに帰つておりましたから、これはやはり認可事業
でありますから、運輸省系列の陸運局長に會つて、
一体そんな行政指導があるか、実際問題として認

可事業で、労働組合と協約があつて話し合ひをしておるのに、つまり前の約束をひるがへして一万三千円、そしてスト権だとか何とかいふならば、その別会社をつくつて、そして一応解雇した形で作るといふような、そういう好きかつてなことをいっておることなど悪いことがあるので、それは陸運行政の面からとにかくひとつ行政指導してくださいといったようなこともあつたわけでありませうけれども、いずれにいたしましても相手のあることでありませうから、がんとしてこれの話し合ひの場が求められなかつたのであります。そこで、新潟地方労働委員会にどうかあつせんを組合は依頼したわけでありませうけれども、あつせんに対しては会社側は、どうせ地労委のろくなあつせんは出ないんだから、おれのほうは一切耳をかさないというのが会社の言ひ分、万策尽きてやむを得ませんから、それが大体時期的には地労委に和解あつせんを申請したのが十二月の十一日でありませう。これはまだ争議に入っていないわけでありませう。その地労委も動き始めたのでありますけれども、しかし、地労委のあつせんを耳をかさない、こういうわけでありませうからそのまゝになつておつたわけでありませう。そこで、好むと好まざるによらず、組合は、地労委のあつせん調停にも応じないと会社は言ひ分でありませうから、やむを得ないから十二月十五日からストライキに突入したわけでありませう。もちろんストライキそのものは手段でありませうから、何とかして話し合ひの場を求めようとしたところが、いわゆるストライキは手段であるわけでありませうが、幾らストライキやつても話し合ひに乗つてこないの、万策尽きて一月の五日に組合から新潟の地方裁判所に、これは異例でありますけれども、団体交渉に依つてほしいという仮処分申請をやつたのであります。これは大体前例はあまりないのです。そこでつまり裁判所も困つたわけでありませうけれども、裁判所もとうとう、それはまあすべてけんかは話し合ひから始まるわけなんだから、地労委の言ひ

分も聞かぬ、耳もかさぬと親方が言ひなら、私のほうで処置して、ひとつ審尋ですか、両方の意見を聞いてひとつ話し合ひという仮処分というものを、あまり裁判所としても判例はないけれども、団体交渉に依つてほしいという仮処分の申請がある限りにおいて、ほうっておくわけにはいかぬからという形にして、労使双方を呼んで審尋をやつたわけでありませう。さすがに会社側は裁判所の説得と言ひ分に対して、それでは話し合ひませう、こういうことになつたわけでありませうが、そこで一月十一日に和解調書というものが出て、そして、ともあれ団体交渉の糸口が設けられたのでありますけれども、両方が会つて話し合ひの開口一番に会社は何を言つたかと言つて、いままでは七万五千円の要求に対して一万三千円を出すと云つただけけれども、今度はもう一文も出さないのだ、ゼロだと言つて、社長はとにかく退陣をしまつたと言つたと言つて、社長はとにかく十二月十五日から入つてつまり八十三日、ちよつとこの前の労働委員会、非常にどう泊になつておつたからという話をしようと思つたのですが、これが一昨日解決がついたわけでありませうが、そういうような過去の経緯を經過してあるわけでありませう、実は新潟県議会は二月県議を開いておるわけでありませうが、その中で、県の産業経済委員会、地労委は一体何をしておつたんだ、幾らそういう会社側が頑迷で応じないといつても、地労委はかりそめにも法的背景の中でつまり説得も、そしていろいろあの手この手でするところの権威ある時の氏神ぢやないか、それが手をこまねいておつたのかと云つたか、そういうようなことと起つたのかと云つたか、やはり県会の中でも問題になつておるわけでありませう。そういうような問題の中で、私もやはりこれを指導する新潟県評の顧問という立場にありませうので、この間に陸運局長であるとか、あるいは労働基準局長であるとか、あるいは地労委の会長、事務局長、それから商工労働部長、それから

ら商工会議所の会頭について、ひとつこれはどちらがよい悪いでなくて、始まりがあれば終着駅があるはずなんだから、解決する方向に、かりそめにも、公営企業であるなしは別として、新潟のような破壊された都市の中で百合のハイヤーの動きというものは重要な交通機関であるから、誠実をもつて、どちらを助けてくれ、どちらが悪い悪いというところは言わぬが、ただ、解決の方向のムードを関係の機関がつくるべきじゃないかというところは言つておいたわけでありませうけれども、結局は、結論的には商工会議所の会頭がこれのあつせんを買つて出て妥結をしたというわけでありませうので、そういう点があり得るといふことでありませうので、問題は、これは出先の労働基準局長あるいは労働基準局は、ハイヤー、タクシーの賃金の体系について、少なくとも本俸と歩合給との関係において、やはり行政指導というものにつきましてもは最大限努力して、一日も早くこれが解決の方向にいふことを望んで動いておるといふ点については、確かに私はその事実を認めたのでありますけれども、問題は、この地労委のあり方とか、そういうようなものについて非常に問題があると思ひます、給与体系、これは氷山の一角でありませう、全国のハイヤー、タクシーの中に起る労使の紛争というものは、非常に実は他のものと異質のケースを持つておる、こういうような関係にありませうので、そういう点について、ここで済んだものについてどうこうというわけでありませうけれども、問題は、どういふ結果で妥結したかと申し上げますというところ、やはり給与体系は、本俸は七〇％出ず、水揚げが三〇％というふうな関係で、まあ非常にいい形に—それから、この一時金の問題についても、世間並みなものを今後処置するといふふうな、水揚げも、つまり歩合といふものを言へば、分割払いといふようなことはしない、犠牲者は一人も出さないのだという形、これが二十二日の日が全車が復元をしておるわけでありませう。こういう結果に終わつておる。そういう

ようなことで、一応以上申し上げたように、大体この北越製紙、昭和石油、都タクシーも、これは特徴的な異変の問題でありませう、これはおそれなく私の小さな経験でとらえたのはこれが初めてでありますけれども、広い世間の中には、こういうきしんだ異質の係争があるのではないかと思ひますので、この辺はやはり十分行政指導して、やはり労使関係という問題について意識してやつてもらわないと、一度あつたことは二度あつたやないへんだと、こう思ひますのでお尋ねするわけでありませう。

○国務大臣(石田博英君) 一般的に申し上げます、新潟のよう不幸な天災に出会つた際においては、労働行政としては、その天災によって勤労者諸君の生活権が脅かされないように、あとで限りの努力をしまつたつもりでございます。ただ、いま御指摘の個々の事例につきましても、それぞれ関係者からお答えをいたします。

この春期闘争から入る賃金問題、これは原則として労使関係の話し合ひによつて解決せられることが望ましいのであります、要求が妥当であるとか、あるいは回答がやむを得ないものであるとかというふうな論評は、私の立場としては避けたいと思つております。

それから、自動車の労使関係でございますが、ちよつと私いまから八年前に初めて労働省へまいりましたときに、いわゆる神風タクシーというところが非常に世間の話題になりました、そして運転手の歩合給、給与のあり方というものについて改善の検討を進めさせ、現在のように固定給を重く見るといふ給与体系に指導をいたされたつもりでありませう。現在もその指導方針は変えていないつもりでございますが、労使関係の紛争の過程において、その認可事業である経営者が第二会社をつくる。つまり現在認可を受けている会社を解散してかわりの会社をつくる。その場合に、当然その認可が第二会社における、こういうふうな前提の上に立つた議論がよく行なわれるようでありませう、これはもうまるで別の問題であつて、そ

の認可に当たった認可権者は、そういう点を十分考慮して処置していただきたいものだと思つておる次第であります。

地方労働委員会の活動、これも実情を詳細に報告を受けているわけではございませんけれども、要は、背景をいたしまして、その与えられている任務を考へて、あとより限りの努力を願つておるのことは当然であります。そのあとより限りの努力をする過程において、制度上不備があるなら、これはやはり検討をしなければならないと思つておる次第でございます。

○杉山善太郎君 まあいまこまこま申し上げたことについては、ある面では労働局長さん、それから基準局長さんからまあひとつ見解なりお答えをいただきたいと思つて、大臣にどうしてこの関連でお伺いしておきたいことは、先ほど申し上げましたとおり、激甚災害法の適用によつて、企業経営者はそれなりに、政府も、あるいは法の背景によつて、ともあれ、再建という方向でほとんど復旧の緒についておるわけでありまして、激甚災害法の二十五条による失業保険のいわゆる適用というものは、結果として、結局はたで考えられるのは、あれは失業保険の言うならば先食いだということに相なつておるわけでありまして、今日の目的にはみんなもうすでに失業保険がその後においてももたらせるものなりと思つておるわけですが、その要するに二十五条の適用でもらつただけは、もうすでに先にいたたいてしまつておる勘定になりますから、本年の一月、二月以降では、もう本来ならばあの適用がなかつたらば、そうしたならばあれで会社の方々にばプラスになつても、同時に、当事者としてはそういうややこしいことはわからないけれども、とにかく激甚災害法二十五条に乗つておれたちは雇用の契約を保持しながら、こういうことでありがたがつておつたのですけれども、はたで感ずることは、どつこい先食ひになつておつたというふうな形に相なつておりますので、そこでひとつ大臣に、こ

れは大臣でなければできない仕事でありますけれども、また、すぐはできないと思つておるけれども、この災害ですね、激甚災害法の適用地域というものは、私も新潟の場合、そういう法律があるにもかかわらず、もつと右から左に適用されるのかと思つておるわけですが、適用されぬといふことは、よほどこの法律がやはり運用され、動き出すには相当な条件がそろわないといふ激甚災害法の適用の対象にならないわけでありまして、この生産の機能が停止をするとか、そういう場合には、ね、好むと好まざるによらず、その企業再建のできる日の当たる大産業はいいですが、中小零細産業のものは融資も意のどくつかず、それを契機に労使ともに倒れてしまつたといふような場合について、私は、その企業経営者側についてはここでは申しませんが、その災害によつての離職者の保護処置について今後どうすべきかという問題について、私はこう思つておるわけでありまして、大臣の所信なり見解なり決意を承りたいと思つておる。で、御承知のように、激甚法は企業本位のもので、現実に働く労働者の職場確保、生活保護とは縁遠いものだというふうには受けとめております。したがつて、激甚災害法の二十五条による適用は、失保の先食ひという原始的な処置にすぎないんだというふうには理解されておる。たとへば新潟地震の場合、二十五条の適用者が三千七百七十九名でありましたが、その後企業がつぶれてしまつて離職した者がほとんどである。本年一月以降には全くとお手あげをしておるといふのが実態であります。もちろん若い、いわゆる何ぼあつても足りない労働力はかわいてきますけれども、中高年齢層の労働者は全くはなもひつかけられないといふことで非常に苦悩しておる。しかし、新潟は大体非常に全体の産業が比較的恵まれておるから、あの程度なら、大災害であつても、比較的どういふもので少なくて済んだわけでありまして、数が三千七百七十九名程度でありますけれども、これが伊勢湾台風だとか何とかがいふ類

似現象、あるいは、ひいては関東大震災のような影響を受けたならばおそれるべきものが出てくると思つたのでありまして、それは少なくとも、しかも激甚法の対象になるような大災害の結果だ。したがいまして、労働者のその職場の確保であるとか、生活保障のための激甚災害地に適用される特別な立法というものは必要とするんじゃないか。たとへば激甚災害法によつて不本意にもその職場を離れざるを得ない労働者に対し、失保とは別な視点と角度からとらえた離職制度といつたようなものを導入するお考えや、そういう意思がないかどうかといった点をひとつ伺いたい、こう思つておるわけでありまして。

○国務大臣(石田博英君) 現在激甚災害法第二十五条の適用を受けた場合は、これは当該企業が再建されるということが前提で初めて生きているのでありまして、それが再建されない場合において御指摘のような事態になつておることは事実だと思つておる。これは御指摘のように、何とか処置をしなければならぬ問題だと思つておる。で、再建されないでそのまま失業者としてしまつた場合の処置について、いま御発言の趣旨をくんで検討をいたしたいと思つておる。

○杉山善太郎君 たとへば、これは政府機関、大臣のほうがよく勉強しておわかりだと思つておるが、イギリス労働党政府は、急速な技術革新の進歩の中で、みずからのあやまちではなく仕事を失ふ労働者に保障を与えるために、眞の離職者手当ての制定を現在企画しておるといふふうに私は聞いておる。これは技術革新に伴つて非常にすばらしいオートメーション化の導入を考へてのことであらうと思つておるが、日本の場合、自然災害が非常に多いのです。災害はないことを欲し、そのためのいろいろなあの手、この手の対策を打つことは必然でありますけれども、それにしても、災害が非常に多いといつたようなことにかんがみまして、あれとこれと違ひますけれども、やはりあり得ることをないといふ主観に基づいて無策のままではなくて、あり得た場合についてどうだと

いう処置をすることが必要じゃないかという考へで、たとへばいまのイギリス労働党内閣の施策については全然別の問題でありますけれども、現象面ではとらえた、本人が働く意思を持ち、働く能力があるにもかかわらず、しかも、他の現象によつてなつたという場合にはそういうふうな思つたのであります。ところが、こういうふうな点についての事例を考へつつ、ひとつ御所見を伺いたいと思つておる。

○国務大臣(石田博英君) これはむしろ技術革新ばかりでなく、産業界、経済界の進歩発達に伴ひまして、企業の消長というものは当然でございます。かつては非常に繁栄をした産業であつても、次の時代にはそれは社会における重要性が非常に失われてくるという産業、そういうことによつて生じます。雇用の摩擦的な変動というものによつて生じます。その場合、同じ次元において考へるべきでないかとは別といたしまして、御指摘のように、天災その他によつて生じた場合も、先ほど申し上げたように、御発言の趣旨をくんで考へてみたいと思つておる。

○杉山善太郎君 私は、大臣お忙しい中としても、大臣からなまでお伺いし、なまでお答えをいただきたい問題は大体をういふことではあります。小柳先生のほうから大臣に関連のある場合には……、それで、労働局長や、その他いまの問題を後刻お答えをいただきたいと思つておる。

○委員長(藤田藤太郎君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起こして。

○小柳勇君 ただいまの杉山委員の最後の質問、非常にいいと思つておる。私もしようと思つておるが、いま一度大臣の御決意を聞いておきたいと思つておる。御存じの炭鉱離職者及び駐留軍離職者については格別の配慮をしていただいておる。自分自身でなくて、米駐留軍の動向によつて、不本意に離職する者、そういう者についてはわが党から法案も出してありますが、この法案に対し

ても御所見を聞きたいし、一般的な問題として、いま一度大臣の御見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 先ほど杉山さんの御発言にもございましたように、特に近年経済界や産業界の進歩発展というものは目まぐるしいものがあります。技術の革新も同様であります。そういうことに伴って、本人の意思でなく、本人の責任でなく雇用の機会を失うという場合が、石炭の場合、駐留軍離職者の場合、いろいろ出てまいります。これはいまに始まったのではなく、昔から、ごく簡単にいへば、橋ができたために渡り船の船頭が職を失うというような場合も生じてまいるのであります。今後そういう種類のことはいよいよ多くなつてくるだろう、そういう場合に対しまして、雇用基本法というよりなものが必要ではなからうか、あるいはほかの方法があるだろうか、そういうことについて、御承知のごとく、ただいま雇用審議会に諮問をいたしておるところでございます。この情勢がこれからますます激しくなることが当然予想されますので、政府としても、これに対応する処置を考えていきたいと思つておる次第であります。

○小柳勇君 ただいま大臣から言われましたその雇用基本法なんです、ことしの夏までくらいに雇用基本法に関する骨子をまとめたいと、そういうふうなお話のようでありましたが、大臣のひとり雇用政策に対するビジョン、そういうものをお聞かせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 労働政策と申しまして、突き詰めてまいりますと、だれが考えても三つくらいしかないと思ひます。一つは完全雇用の実現、もう一つは労働条件の向上、もう一つは社会保障の充実、それをいかなる方法でいかなる段階を経てそういう目標に到達するかというところに結局尽きるだろうと思ひます。その場合、完全雇用の実現というスローガンのとらえ方でありまして、一面において、先ほどから論議になつておりますとおり、技術の革新や産業界の進歩、社会の需要の

変動、そういうものによつてやむを得ず雇用の変化というものは生じてまいります。摩擦的変動が生じてまいります。その摩擦的変動の摩擦を少なくする、あるいはなくする、そうしてそういう産業特性になつた人々に対して次の雇用の機会を早く有利につかむというものが私は雇用政策の基本だと思つておりました、それを制度化していきたい、そして、それを社会なり国家なりの責任において引き受けられる体制を完備したい、これが私の雇用政策というものについての理想でございます。その方向に向かってひとつ雇用審議会の御検討をわずらわして、できるだけ早く結論を得たいと思つておる次第でございます。

○小柳勇君 できるだけ早くということですが、たとえば秋、あるいはもう来年は法案が出せるように検討しておられるんですか。

○国務大臣(石田博英君) 問題が非常に広範かつ重要なものでありますので、動かすべからざる期限をつけて要望するという性質のものでもないと思つておられますが、私どものほうにいたしましては、おそくとも秋ごろまでにひとつ御結論を得たいという希望を伝えておられます。

○小柳勇君 その具体的な問題を二、三大臣からお聞きしておきますが、第一は、若年労働者は不足であります、中高年齢層の雇用は非常に困難であります。したがつて、雇用促進の問題もいろいろ検討されておるようでありまして、その大綱について大臣から見解をお伺いします。

○国務大臣(石田博英君) 御指摘のようによ、近年幾らかずつは緩和されてきてはおりますけれども、まだ昨年あたりの統計では、五十歳以上になりますと求職者が求人の七倍ぐらゐになつております。で、この中高年齢層の雇用を促進するということには幾つかの課題がございますが、私どももいたしまして、いままやっておりますこととは若年労働でなくとも十分間に合つた職種、これを指定いたしました、それについては、まず、政府関係機関は若年労働者を使わないようにする。これは私実は四年ほど前に就任いたしましたとき

も、政府関係機関を呼んで強く申し入れたのでございまして、単なる申し入れに終わつております。たいへん遺憾に思つております。今度は昨年は職種を指定いたしました、そして厳重に申し入れられた。すでに採用した分についてはどうもしかたがないが、本年採用分からは労働省の方針に協力をするという確約を取つております。同時に、日経連その他に対しまして同様の申し入れをいたしまして、日経連その他でも検討をしていただいております。具体的な職種の指定等も、すでに職種の検討等もやつておるよりに聞いておるのであります。

それから、次の問題は、やはり賃金体系の問題だろうと思つておられます。この賃金体系、いわゆる年功序列型賃金というものとらえ方でありまして、これはまあいろいろとらえ方があると思ひますが、これはかつて物議も幾らかありました。これは若年期における低賃金のあと取り、あと払いというふうな性格も帯びておる。しかし、もう一つには、中年、高年になつていよいよ家族負担が増大する、その家族負担に見合うような賃金体系ともいふ得るのであります。そういう後段のとらえ方をする場合においては、やはり児童手当その他の社会立法との平衡が必要じゃないか。それからもう一つは、やはり同一労働同一賃金、賃金は労働の量質に見合う賃金でいくと、年功序列じゃない、いわゆる職能給的賃金体系というところへの移行というものが、これは大きく制度的には背景をなさなきゃならぬものだと思います。だけれど、これはなかなか簡単に行くことではありませんが、行政としてやり得ることは、まず、先ほど申しました職種の選定、指導、それから、第二においては、児童手当その他の制度によつて、家族負担というものが賃金の上へ制度的におおいかぶさることを避けていくというふうなことを行政的にやることによりまして中高年齢層の雇用の機会というものを増大していきたいと思つておりますが、もう一つは、わが国の現在の時限におきましては、まだまだ若年労働というものを不足だ

不足だといながら取り上げ、それによつて企業が必要労働力をどうやら間に合わせておる、間に合わせられる。しかしながら、日本の現在の人口動態、これをさらに将来にわたつて見てまいりますときに、十五歳から六十歳までの年齢を労働可能年齢といたしました場合、かつての多産多死の年齢別人口構造が三角形であった時代と、いまのより年少少死の年齢別人口構造がはしご型になつてきた場合とは、労働力のバランスの中に占める、労働力その他の中に占める若年労働の割合が著しく変わつてまいります。それから、それがしかも非常な速度で進んでまいります。また、現在大ざっぱに申しまして、労働力の純増というのが年間百五、六十万であります、これは昭和五、六十年ころになると九十万を割るのではないかと、こう考えられる。そういうふうな状態を早く洞察して、そういう動態の中においての企業が、労働力の確保の方法を早く考えてもらふことを誘導していく。つまり将来は中高年齢労働者も含んで当然考えなければ、ほんとうの意味の、いま私は、若年労働及び技術労働においては不足を見られるけれども、日本の労働力全体から見たら、ヨーロッパでいわれるいわゆる労働力の不足とは違ひ、ある意味においては過剰の中の不足ということも言える。それがしかし将来はそうでなくなると、そういうことを企業経営者によく理解をしてもらふという方法をもあわせておつておられます。さらに、中高年齢層については雇用奨励金の制度、あるいはもつとありますと行政的な指導の方法として検討したいと思ひますのは、抱き合わせとでも申しますが、職業あつせん、職業安定行政の中での個々の指導を通じて実績を上げてまいりたい、こう考えておる次第であります。

○小柳勇君 最後の問題はあとでまた関係局長からお伺いしますが、たとえば政府機関に対する協力要請、あるいは日経連など民間団体に対する協力要請などもやつておられるようだが、その実効というものが上がつてないような気がしてならぬのです。ここに適用職種七十四種ばかり書いてあ

ります。これはどれでも民間にもあるし、役所にもある仕事です。どの程度労働大臣の命令がきいておるか、なかなか指揮官は元氣だけれども、兵隊のほうは聞いておらぬような気がしてならない。たとえエレベーターなどはどうか、あるいはこれは例にとつてはいかぬけれども、道路公園などにはちゃんと切符をとる青年がいる。半數くらいは中高年齢者でもないのではないかと、あるいは身体障害者でもないのではないかと、あるいは身障者でもないかと、あるいは政府機関、民間団体とどのような約束をしておられるか、もう一回はつきりひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(石田博英君) 昨年私就任直後に要請をいたしましたときに採用した分、つまり本年度採用した分についてはごかんべんなくきたが、明年度からは御要望に従って採用するといふ、ごういふことを政府関係機関とはつきり約束をとつてあります。いま御指摘のような、たとえば道路公園のお金をとる者はどうだ。私から業種を指定して公団総裁に申し上げたのですが、これは非常にむずかしいことでありまして、実は、まず随分始めよといふこと、労働省のエレベーターのエレベーターガール、あれは若いんでなくても十分でありますので、これをかえたらどうだといふことをさつそく私のほうの係者に申しましたところが、あれは請負で入れたものなんだと、あれが請負で入れたものなんだ、労働省の中でそういうことをやられては困るといふことで、請負に通過させましたら、やはり本年はもう採用してしまつたのだから、来年度採用のときといふことで、これも来年度分からは中高年齢に直してくれるという約束をとつております。一年間という期限で見ますと、いま申ししたようなことが非常に多いのでございますが、本年採用の分からは改善されるものと、強く期待いたしております。

それから、日経連等でもかなり具体的な指導をいたしております。たとえばデパート等に対しま

して、デパートの売り子とか玄關に立っている案内ガールといふようなものは若し人を使わなくていいじゃないかといふようなことまで言つて、それがデパート経営者との間に新しい論議を生んでおるといふようなことでもございまして、政府関係機関につきましても先ほど申しましたようなこととつておるのであります。

○小柳勇君 デパートなどの売り場ではきれいな人のほうがいいでしょうが、それはあとで関係局長から具体的施策は聞きますが、次は一次産業の産業構造見直しですね、たとえば農業学校を出しても農業をやらないで出てしまふ、そういう就業構造をどういふふうに見通しておるか。これは農林省にまかせたのではないかと、ほんとうに計画的に労働省から考へてやらなければならぬでしよう、労働省で考へてやる。地域別産業別雇用計画試案といふものを見ても、はつきりそういう面までないですね。したがって、一次産業の産業構造の見直し、その上に立つて一体就業構造といふものをどういふふうにか考へるか、抜本的に考へておかなければならぬと思つておるのですが、その取り組みについて大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(石田博英君) これは農業高等学校を出た人が農業に行かない、そしてホワイト、カララーになりたがる。そういうことだけでなく、一般的に教育が非常に進んでまいりました場合、高等学校卒業生の割合が多くなつてまいりました場合に、労働力需給関係と教育の進行過程といふものバランスをどうとつていくかといふことが非常に大きな問題になると思つておる。すでに企業等におきましても、たとえばいままで中等学校の卒業生だけで当てておりました職工工場等の女子従業員とそれから事務職員、こういふ者の取り扱ひ等についての検討も必要でありまして、今日のように一般にそなうなつてまいります場合において、教育と労働との関係、逆に申しますと、労働のとうとさを教えるとも申しますか、労働の社会的な評価を高めていくといふようなことを一

般的にやつていかなければならぬ問題だと思つておるのであります。で、ほんとうに農業にふさわしい教育を受けた人が農村にそのまゝいづくよりにいふことは、これはこれからの雇用計画その他においても私も検討しなければならぬと思つておる。もう一つ、われわれから將來の雇用構造、特に日本の雇用構造を考へてまいりました場合に、非常に注目すべきは一次産業から二次産業に移動しております労働力が二次産業に多く行かないで、三次産業に多く行つておる。近代国家の中で、いわゆる近代国家と言われる国々の中で、二次産業従業者より三次産業従業者が多い国は日本とアメリカだけでありまして、アメリカは高い生産性にさざえられておる。日本は、本のような状態の上において二次産業従業者より三次産業従業者が多いといふことは非常に不均衡だ、健康な状態ではないと思つておる。原因はいろいろあると思つておる。結局さつぱらんに言へば、三次産業のほうに収益率が高く、高い賃金が払えるといふところに原因がある。あるいは、また、税法上その他いろいろの抜け道がある。たとえば第二次産業に入りまして女子の従業員が途中で転職する者とかは、ほとんど全部とつていひくらくら第三産業、純粋の消費的産業にまゐります。これに対しては、一見すると非常に労働条件のいいところに移つていふように見えますが、実際はそ

うでない場合が多いので、労働行政の指導、特に基準行政を強化いたしました。三次産業、具体的に申しますと、パチンコとか何とかがいふところにおける労働条件の監督等を通じて、われわれの行政の面では是正をやつていふつもりであります。それが不十分でありますので、やはり雇用計画全体として、もつとほんとうに国の経済を強健ならしめる方向に必要労働力が向くよう努力してまいりたいと思つておる次第でございます。

○小柳勇君 いまおっしゃつたようなものも雇用基本法に入れられるのかどうか。それから、各省間の、たとえば通産省とか農林省とか、あるいは

いろいろありますが、各省間における雇用の計画も労働省のほうでタッチされて、その一貫した雇用計画を持たれるのかどうか、やるのかどうか。○国務大臣(石田博英君) 雇用基本法といふものは、基本的な雇用政策といふものをつくりたいといふので法三章というわけにはいきませんが、けれども、そういう基本的なものであります。それをふえんたいとして、具体的な実効ある行政措置をとります場合、中にはむろんそういふことも含まれていかなければならぬと思つておる。それから、政府関係機関の雇用計画といふのは、積極的に労働省の行政としてつかむつかまぬは別といたしまして、これは相当大きな量であります。したがって、当然全体の計画としてはその中に含まれるものだと考へておる。

○小柳勇君 最後の問題はあとで局長に聞きます。雇用問題の最後の質問は、先般秋田の職安で労働省関係官吏の不正事件がございまして、若年労働力の不足で、これは職安も苦勞しておられるようでありまして、こういふことがありませんことを期待してはいるわけですが、大臣の見解、今後の措置をお聞きしておきたい。

○国務大臣(石田博英君) 秋田は私の郷里でもありまして、たいへん恐縮いたしております。秋田だけでなく、熊本、長崎県にもさういふ事件が起りました。たいへん遺憾なことだと存じておりますが、したがつてこれに対しては、事件の司法処分を決したのについては、厳重な処置をとりまして、同時に、それぞれ監督者についても処分をいたしました。

それから今後の綱紀の肅正、これについては全国職業安定課長会議を招集いたしました。今後、具体的、かつ、厳重な指示をいたしました。今後こういふことのないようにつとめてまいりたいと思つておる。

いま一つは、公務員がむろんこういふ行為をいたしましたことは不当であり、けしからぬことは言うまでもありません。しかし、公務員はそれによつて、場合によつては恩給その他の停止を受け、

将来を全く奪われるのでありますが、一方、公務員を誤らしめたものは、一応この司法処分は同じ立場で受けるようではありますけれども、まあ何と申しますか、武士の向こう傷のようなもので、そりうう状態がどうも続く限り、誘惑があつたを断たないようには思いますので、こりうう不正な行為をした業者に対しては、職業安定所の安定行政上の配慮は、一定期間、一定区域に限っては今後やらないというよう強い方針を採用いたしました。絶滅を期したいと思つてゐる次第であります。

○小柳勇君 第二の質問は労働市場センターの問題で、電子計算機を使って全国の職安を機械的に中央に集中して、直ちにこれが配置をしようとする計画のようであります。それが非常に機械的に割り切つてしまふ。人間の意思、たとえほどの仕事をしたいという人間の選択する意思、そういうものを無視されながら強制的に配置されるのではないかと心配と、それから、その事務を扱う人たちの犠牲、また、たとえいま職安でも失業保険課がなくなつたようでありますが、そういうもので何かこりうう急速にやるために、強制的に進められておるような印象がしてならぬのです。その点大臣の見解を。

○国務大臣(石田博英君) いままで各地の職安からの求人求職の照らし合わせをいままでは手でやつておりました。かなり長い時間がかかりました。一月も二月もかかることがあります。そりううことを敏速に整えようといふのでございまして、その上に立つて判断、処置は従来と同様の処置をとりますから、機械的に流れるようなことはないようにしたいと思つておりました。これはあくまで現在までの制度運営の中でかかつたむだな時間を時間的になくしまして、条件を整えていこうといふことでございます。

それから第二の、その施設によりまして不用になつたり、あるいは業務が縮小された部分についての人々の配置転換、これは配置転換で措置いたしておりまして、決して犠牲をしいるようなことはいいたしてはおりません。

○小柳勇君 先般、京都でしたか、大臣が言つておられた失業保険の問題ですね、失業保険については、結婚する場合は積み立てた金だけを払つて、失業保険はもうやめたらどうかといふようなことを言つておられました。法を調べてみますといふと、まだ失業保険の改正については具体的にはおやりになる意思はないような話ですが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(石田博英君) あれは私のほうから申したのではなくして、京都の府会で、いままでは結婚して退職すると、もらつておつた失業保険金が、機械的にもらつておつたのが、就職の世話をされたりなんかして条件のととのりがむずかしくなつておるが、どうだ、こりうう質問があつたのであります。それに対して、現在の失業保険制度といふのは幾つかの問題がある。その問題の一つは季節労働者の問題、第二は、いわゆる結婚退職の問題、第三には、五人未満の事業所に対する強制適用、いろいろな問題があつて、総合的に検討しなきゃならない。保険の理論としては、結婚して退職するといふ場合は、これは就職の意思、能力のある者と認められぬ場合が多いので、これを失業保険の対象にすることは理論的には間違いない。しかしながら、一方、保険は強制適用をしておるので、婦人の従業員といへども保険金を払つておるわけなんです。したがつて、婦人にだけある結婚退職といふ条件のときに、一方で強制適用をしておいて、一方では何も払わぬといふのは、これはいささか問題があるから、そりうう場合は新しく検討しなければならぬと、こりうう申したところ、こりううに検討するのとか言ひから、たとえて言ひならばこりううも一つの方法ではなからうかといふことを申し上げたのであります。いま全体をからんで検討中でありまして、部分をとらえて結論を得ているわけではございません。

○小柳勇君 昨日、母子保健法案が上程されましたときに質問いたしましたので、もう一回重ねて聞いておきたいのですが、いま内職する婦人もた

くさんいます。最低賃がない、また、家内労働法もございせんので、非常にひどい条件の中で働いておられる。先般、労働組合で家族調査をいたしましたところが、約八三%の婦人が内職をしていて、統計が出たようです。そりううと、それが絶対だとは申しませんが、労働省でも統計をとつておられると思ひます。こりうう家庭で働く婦人、あるいはこの中にはパート・タイマーの方も入るかも知れませんが、そりうう人たちに對する保護、たとえば最低賃とか、あるいは家内労働法とか、そりううものに対してもう少し積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。いまは家内労働法については検討するといふ答弁がありました。どのようなかものであるか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) これは実は昭和三十五年に、私が前に労働省におりましたときに家内労働調査会を発足いたさせまして、そこでいろいろ御検討を願つておつたのであります。これは問題が非常に複雑多岐で、困難な問題が非常に多いのであります。一口に家内労働と申ししても、家の中で働く場合、生活の唯一の根拠にしておるもの、あるいは家庭婦人が副業にしているもの、あるいは農村その他に於いてひまなときにやつておるもの、いろいろな業態がございせん。しかも、その業種も非常に多いのであります。とらえ方が非常にむずかしいために、なかなか結論を得ないで今日に至りました。特に昨年は長沼会長が御健康がすぐれない、こりうう理由で、調査会自体の活動も活発でなかつたのであります。四月、昨日、私、長沼会長にお目にかかりまして、四月早々から御活動を願ひ、そしてすみやかに具体的施策を出すといふことを目標にして検討を願ひたいことをお願いをいたしてまいつたところでございせん。

○紅露みつ君 いま御質問の婦人の内職——内職に移行するのはいいですけれども、大臣がちょっとお触れになつたように私思つたのでございせん。が、基幹産業から婦人の方は第三次に移つていく

といふ何でございせんか、これはその傾向がいいのか悪いのか、私はちよつと心配になるのでございせん。その現状もいまよりはそれがひどくなつてゐるのか、そしてどんな職種に一番多く行つてゐるのか、その傾向を大臣にまずお伺ひしたいのですが、その第三次に移つていくといふのはちよつと心配が伴うように思ひますが、どんなものでございせんか。

○国務大臣(石田博英君) 具体的な数字とか資料とかいふのは、あとで事務局が調査をいたしまして御報告いたしますが、一般的に申しまして、集団就職等で中小企業に就職する、あるいは繊維工業等へ地方から就職する、途中でやめていく婦人は第三次産業へ行くのが非常に多いといふのは実情でございせん。その三次産業も、全く消費的部門へ行つてゐる。それは単純に見ますと、表面から見ますと給料もいいし、時間も短い、楽だといふふうなふうに見えるのであります。その実態は、たとえば女子の深夜労働、未成年者の超過労働といふようなことがよく見受けられるのであります。ところが、職業選択は自由なものでありますから、法律的にどうこうといふことは非常に困難であります。ただ、そりううところから年少者のいわゆる不良化といふようなことも考えられますので、私どもの行政の中でできる限りの処置、たとえばパチンコ屋等におきましては女子の深夜労働を嚴重に取り締まるといふような、監督を強化することによつてそれを防いでいくといふ努力をいたしておるところであります。

○紅露みつ君 大臣はお差しつかえがあるようです。局長に伺ひたいのですが、どんな職種に多くなりませんか、そして傾向は多くなりつつあるのですか、いままでもよろし。

○政府委員(谷野せつ君) 産業別の女子の就業者構成は、年次別に見ますと、第一次産業に従事いたします婦人が、一九五三年から六三年の計におきまして、かなり減つておるのでございせん。第三次産業に就業いたします婦人は増加をいたしております。それから、雇用者につきまして見ます

と、サービス業におきまして一九五三年から六三年の計を見ますと、単位を二〇一といたしますと、一九六三年が一九二といたし増加をいたしております。これはサービス業と申しまして、非常に包括的に各種の職業が含まれておりまして、先ほど大臣から御指摘くださいましたような純粋なサービスのものもございしますが、かなり文化的な、高い専門的な知識、技能を持ったような職種もこの中に含まれておるわけでございます。まあ女子の雇用の趨勢といたしましては、低い単純なサービスの仕事もふえてまいりますが、しかし、教育程度が進んでまいりますにつれて、専門的なサービスの職業が、日本の文化が高まると同時に、職種として拡大されてくる傾向もございします。

○紅露みつ君 この中にはパート・タイマーが入っておりますか。
○政府委員(谷野せつ君) パート・タイマーにつきましては、別途婦人少年局で、予備調査をございしますが、調査をいたしました結果、やはりサービス産業にパート・タイマーが進出したしております。

○紅露みつ君 時間がないうから、これで終わります。
○委員(藤田藤太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩
午後一時十一分開会
○委員(藤田藤太郎君) 開会いたします。
委員の異動についてお知らせいたします。本日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠として久保等君が選任されました。

○委員(藤田藤太郎君) 休憩前に引き続き、質疑を続けます。

○小柳勇君 それでは、午前引き続き婦人の問題から質問してまいります。さつき紅露委員の質問で、最近の働く婦人の実態について数字が

あげられていたが、現状について御説明願います。いま婦人労働者の一次、二次、三次の産業別の婦人労働者の実態、それから、別に内職している婦人の実態、こういうものの数字ありましたら御発表願います。

○政府委員(谷野せつ君) 婦人労働者と申しまして、女子の雇用されて働いておられますもの産業別の趨勢を申し上げます。製造業に働いておられます女子の雇用者数は一九五三年に一六四でございますが、一九六三年にこれが三〇一となりまして、約倍に増加をいたしております。サービス業におきましては、同じ年次におきまして一〇一から一九二と、製造業並びにサービス業に働く女子労働者の数がほぼ同じぐらいの割合で増加をいたしております。内職に従事いたします内職者につきましては、全国的な調査がございませんで、はたして内職者が増加しておるかどうかという点につきましては、はっきりとした数字を申し上げることが困難なものでございますが、内職に従事しておられますところの内職従事者につきましては、内職公共職業補導所の調査によりまして、特定の都市について調査されたものがございします。これは全体の世帯の中で内職従事世帯がどれだけあるかという比率などございしますが、これを申し上げますと、札幌市におきましては三・一%でございます。秋田市におきましては三・三%、東京都におきましては一・四%、名古屋市におきましては一・〇%、高崎市におきましては八%、それから長崎市が二・三%という状態でございます。

○小柳勇君 階層別、あるいは地域別にいろいろあるでしょうが、さつき申しましたように、ある労働組合の家族の調査では、八割ぐらいが内職しておるといふことございまして、地域的な数字を見ますと若干少ないようにも思いますが、それは統計でしょうからいたし方ございせんが、ここに内職相談施設の充実というのがありますけれども、このあなたのほうの予算書に、この内職相談施設などの利用状況、それから将来に対するお考え、それから、その下に内職工賃の適正化と

いう問題がありますね。その内職工賃についても適正化というには一つの基準がなければなりません。そういう内職工賃の基準について労働省の見解をお伺いいたします。

○政府委員(谷野せつ君) 内職公共職業補導所は現在三十六カ所、昭和四十年の予算におきまして二カ所増設していただく予定になっております。今日まで内職公共職業補導所で利用していただきました補導所の実績からお話申し上げますと、相談のあつせん件数が三十九万七千六百五十件、苦情処理が千三百三十三件、情報提供が四千八百三十七件、調査が十三万一千七百五十一件、巡回指導が四千三百四十五件となっております。この内職補導施設におきましては、移動施設の姿をもちまして、一県に一カ所でございますが、各地を巡回指導することによりまして、できるだけ内職を求められる方の便宜に供している次第でございます。

なお、将来につきましては、少なくとも一県に一カ所の内職公共職業補導施設を置いていただくことを行政上進めていただきたいと存じます。さらに、この内職公共職業補導所の運営につきましては、その業務実績を上げられたいと十分指導し、督促いたしてまいりたいと存じます。

内職工賃につきましては、内職公共職業補導所の調査の結果から申し上げたいと存じますが、昭和三十八年度の内職従事者調査によりますと、平均の内職によりまして月収が、札幌市におきまして月五千三百四十円、秋田が三千九百八十六円、東京都が四千九百五十八円、名古屋市が四千二百七十八円、高崎市が二千三百七十七円、長崎市が二千九百八十二円となっております。この内職の工賃は、職種とか内職従事者が従事いたしますところの労働時間の長さによりまして月収もたいへん変わってきておりますが、一日の労働時間から申しますと、大体四時間から六時間ぐらいの範囲におきまして以上のような月収をあげているようでございます。

○小柳勇君 その内職工賃の基準なども補導所で示すのか、もうこれは任意的に雇用人、あるいはは

品物を頼む人が自由にきめておるのですか。
○政府委員(谷野せつ君) 内職公共職業補導所が内職機会につきましてはお世話をいたしますような場合におきましては、あらかじめ大体可能な限り、補導所の所長がみずから自分で内職の実施をいたしまして、自分でやってみまして、その上で一時間当たりの大体ノルムを出しまして、そのノルムの結果に基づきまして内職提供事業場と折衝いたしまして、そのノルムから下がることのないように内職工賃について話し合った上で内職を受け渡す、内職者に世話をするように指導をいたしております。なお、その場合におきましても、実験の困難なような場合におきましても、この補導所におきましては常時内職工賃の調査をいたしておりますので、その地域におきましても内職の工賃から下がった内職については、内職機会を世話をしないことになっております。また、この内職公共職業補導所は、全国の補導施設が設けられているところにおきましては、工賃の調査におきまして相互の連絡をいたしておりますので、地域間におきましてあまりにはなはだしいような低工賃で受けることについては世話をいたさないような方針で指導をいたしております。

○小柳勇君 そうしますと、業者間協定、われわれはこれは最低賃金だとは言っていないのですけれども、最低賃金法との関係は全然なしで、工賃を労働省から——これはあなたは知っているんだから指導していると言っていると思うんだけれども、内職工賃は指導しているのですか。その基準はどこに置いてそれを指導しているのですか。

○政府委員(谷野せつ君) この内職公共職業補導所におきましては、工賃の指導の指針を得ますために内職工賃に對する調査を実施いたしまして、大体の職種——全部の職種にまたがることは今日とてい不可能でございますが、その地域におきましても内職につきましても調査をいたしました結果の標準工賃というものをを出しまして、これによって指導指針を与えるようにいたしております。

○小柳勇君 それは全国的に、たとえばプロックでもないですが、九州とか北海道とか中国とか、プロックでもないんだが、地域別業種別にちゃんと統計がとれますか。

○政府委員(谷野せつ君) 全国の共通の職種につきましては、十八職種の標準工賃は調査いたしておりますので、その工賃につきましては、今日持っておりますけれども、出ております。

○小柳勇君 職種別地域別にはどうですか。

○政府委員(谷野せつ君) 地域別職種別な工賃を調査いたしております。

○小柳勇君 そろそろと、最低賃金と関連しながら皆さんのいままでの統計調査をわれわれが見てよろしいですか。

○政府委員(谷野せつ君) 内職公共職業補導所において指導指針をいたします標準工賃につきましては、最低賃金とは関係なしにいたしております。

○小柳勇君 この労働時間も四時間ないし六時間という大体資料が出ています。月収四千円から五千円に出ているわけですね。職種別に十八職種出ます。また、地域別に出ていますと、時間で割れば大体全国的な統計というのを見ることができそうです。

○政府委員(谷野せつ君) 全国としては無理でございます。やはり内職公共職業補導所は地域を基本といたしまして調査をいたしておりますので、地域の賃金としてお考えいただきたいと思っております。

○小柳勇君 さつき労働大臣は、家内労働法についても検討していると言っておりますが、あるいは最低賃金の問題にも関連してまいりますと、将来そういうものが婦人労働の賃金形態の一つの基礎になると、そう考えてもよいですか。

○政府委員(谷野せつ君) 内職工賃につきましては、内職の職種によりまして、技術のあるものと簡単なものとはきわめて違いがあるのでございます。したがって、そのばらばらな職種によつて平均をとるといふことはたいへん困難でございます。共通だと見られる職種についての

標準工賃というものを私も一応指導の指針といたしていただいておりますが、ただ、今後におきまして、できるだけ工賃の適正化をはかりますために、この工賃を振り直して至りますまでの経路なども調査いたしまして、その間に内職者に及ぶ工賃などの実情なども調べました上で、内職がきわめて複雑な事情にございまして、私どもこの内職の機会をお世話いたしますという観点から、工賃を適正化いたします上において、その経路から調査をした上で、工賃がどう影響を受けているかということについても調べた上で指導指針を得たいと思っております。

○小柳勇君 あとで最低賃金法のとくにも少しお尋ねをしますが、現実にあなた方がちゃんと明らかにして指導しておると、税務署との関係などありまして、内職をやる人がいやがらませんか。

○政府委員(谷野せつ君) 内職問題に伴います一つの困難な問題は、従来から内職者がせつかく仕事をしておりながら、内職の出来高ないしは工賃の計算の基礎になるところのものをよくわきまえておらなかったために、内職者の受ける弱さというものもあつたわけでございます。したがって、この内職公共職業補導所におきましては、内職者に内職を渡す場合に、その工賃単価受け渡し額並びにそれがいつごろの期間においてでき上り、そしていつ工賃が払われたかというように、これを内職者に持たせるように内職提供事業場を指導いたしていただくわけでございます。

○小柳勇君 税金との関係は、

○政府委員(谷野せつ君) 税金につきましては、そのことによつて現在では被害を受けたという苦情を私のほうは受けておりません。

○小柳勇君 婦人問題はまたやりますが、ほかの問題に入っていきます。

○委員(藤田藤太郎君) ちょっと私から……。家内労働調査会が三年ほど前にできて、これだいたい進んでいる。いま婦人少年局長が内職のことをおっしゃっているのですけれども、一般賃金と最低賃金の——小柳さんが最低賃金のこととあつて質問なさると思つて、いまのようになつてはまかせつきり、全般的賃金、工賃、内職というものの調査はやっていないのですか、それを一言聞いておきたい。

○説明員(辻英雄君) 家内労働問題につきましては、ただいまお話が出ました内職のようなものもございまして、同時に、いわゆる専門的の家内労働と申しておりますものもあるわけでございます。先ほど谷野局長が申されましたように、いろいろに對してどういふ措置をもつて臨むべきかということにつきまして、大臣お答えいたしましたように、昭和三十四年の暮れに臨時家内労働調査会というものがございまして、今日に及んでおりますが、その中間報告というものがございまして、その中間報告の中では、さしあたり総合的な対策を実施するための基礎を整備すること、具体的な問題点の把握をして所要の行政措置をとることということが指摘されておるわけでございます。

○説明員(辻英雄君) 家内労働調査会の審議の経過の概要についていままでのものを申し上げますと、昭和三十四年、五年、六年、七年、八年と、引き続き四年間にわたつて各般の問題を一通り御調査になつたわけでございます。その間に家内労働の概況の調査もされておりますし、実態調査もされておるわけでございます。一通りの調査の終わりましたところで二度ほど総合討議がございましたけれども、非常に問題の把握そのものが複雑多岐であつて、ますます答えを出すことはむずかしいので、先ほど申し上げました当面的行政措置は措置としておいて、さらに調査を続けよう、そのために当面取りかかるべきこととして、抽象的に家内労働ということ論じないで、家内労働の集団的な産地ごとの調査をモデル・ケース的に相当数やつてみて、その中から問題点を発見して進めていきたいというのが昨年の春の段階でございます。けさほど大臣も申しましたように、これは会長の個人的な御事情等もございまして、その間、事務当局としましては、前に会長の御指示のありましたようなことで、たとえばこの近所で申し上げますと、埼玉県の行田、羽生地区の被服の家内工業というふうな、横浜の輸出スカーフというふうなものをみながら十項目とらえまして、ただいまその調査のほうは引き続き

第二番目に家内労働手帳制度というものをつくりまして、ただいま内職についてもお話がございまして、委託条件等の不明確な点を、あらかじめ手帳を交付させまして明確にさせておくということをやっておりますが、これが二十八業種で現在実施をいたしております。なお、家内労働の一部には、当時問題になりましたハップサンダルのような安全衛生上の問題を伴うものもございまして、そういうものにつきましては特別な安全衛生面の指導をいたしております。

以上のようなところが現在基準局で実施をいたしております行政指導の概要でございます。

○小柳勇君 非常に早いような話ですが、どうですか、家内労働法の見直しは。

○説明員(辻英雄君) 家内労働調査会の審議の経過の概要についていままでのものを申し上げますと、昭和三十四年、五年、六年、七年、八年と、引き続き四年間にわたつて各般の問題を一通り御調査になつたわけでございます。その間に家内労働の概況の調査もされておりますし、実態調査もされておるわけでございます。一通りの調査の終わりましたところで二度ほど総合討議がございましたけれども、非常に問題の把握そのものが複雑多岐であつて、ますます答えを出すことはむずかしいので、先ほど申し上げました当面的行政措置は措置としておいて、さらに調査を続けよう、そのために当面取りかかるべきこととして、抽象的に家内労働ということ論じないで、家内労働の集団的な産地ごとの調査をモデル・ケース的に相当数やつてみて、その中から問題点を発見して進めていきたいというのが昨年の春の段階でございます。けさほど大臣も申しましたように、これは会長の個人的な御事情等もございまして、その間、事務当局としましては、前に会長の御指示のありましたようなことで、たとえばこの近所で申し上げますと、埼玉県の行田、羽生地区の被服の家内工業というふうな、横浜の輸出スカーフというふうなものをみながら十項目とらえまして、ただいまその調査のほうは引き続き

第二番目に家内労働手帳制度というものをつくりまして、ただいま内職についてもお話がございまして、委託条件等の不明確な点を、あらかじめ手帳を交付させまして明確にさせておくということをやっておりますが、これが二十八業種で現在実施をいたしております。なお、家内労働の一部には、当時問題になりましたハップサンダルのような安全衛生上の問題を伴うものもございまして、そういうものにつきましては特別な安全衛生面の指導をいたしております。

実施をしておる段階でございます。先ほど申し上げましたように、最近家内労働の問題が非常に当面的問題として重要にもなっております。大目も申し上げましたように、四月早々から再開をして検討を進めていただくようにお願いをすることにいたしました。

○小柳勇君 次に、最低賃金について質問いたしますが、けさの新聞で、中小炭鉱にも最低賃金を適用ということで一六千円を答申されるようですが、中央最賃の石炭部会が答申された場合に、当然大臣はそれで決裁されるでしょうが、四月一日ごろから実施されるのではないかと聞いておりますが、どうなんでしょうか、見通しは。

○説明員(辻英雄君) 御指摘のように、石炭産業の最低賃金につきましては、昭和三十七年の秋に中央最低賃金審議会から坑内夫一六千円ということで御答申がございました。その実施は、大手炭鉱につきましては三十八年の四月一日から、それ以外のいわゆる中小炭鉱につきましては四十年の四月一日から、ただし、その後の推移に問題があるから、必要がある場合には、実態調査の上、さらに一年間を限って延ばすことができる、という御答申があったわけでございます。それを受けて、政府といたしましては、大手炭鉱につきましては御答申のように、三十八年の四月一日からこれを適用してまいりました。四月一日から実施するの、あるいはさらに一年を限って延長するの、あるいはさらに一年を限って延ばすのか、ということにつきまして、昨年の八月以来、中央最低賃金審議会の石炭専門部会で御討議を願っておたわけでございますが、昨日専門部会の結論が出まして、専門部会としては、昭和四十年四月一日から中小炭鉱にも適用すべきであるという御結論を得られたわけでございます。手続的に申し上げますと、明日中央最低賃金審議会の総会がございますので、総会において専門部会長から御報告になって、総会として正規に御決定になった上で私どものほうに答申をいただくことになると思っております。従来の審議の経過等

から考えますと、総会におきましても、昨日の専門部会と同様の結論を出されるものと私も思っております。考えておりますし、そういう御結論をいただくことを前提としまして、労働省としても四月一日から適用することになるという見通しを立てて仕事をいたしております。

○小柳勇君 内容については、答申を見ましても、詳しく私聞いておりませんが、審議の過程で、中小炭鉱について一六千円四月一日から出さうであるという結論が出ました審議の論議の中心は何でしょうか。

○説明員(辻英雄君) これはいずれも審議会の御審議でございます。私も横で承っております。したところで理解したところを申し上げたいと思っておりますが、中小炭鉱、石炭の全体の合理化の進展の度合いなり、あるいは石炭以外の一般の賃金の上昇というものを総合的に勘案すれば、これは当時よく見通しがつかなかったもので、さらに一年間延ばすことが必要であるかどうかということ、実は労使、公益の間で一致しなかった。それで見通しが一致しなかったもので三十七年のような御答申があったと思っております。その後の進展等に対する見方は、さして大きな御意見の隔たりがなく、四月一日に適用することになったと思っております。なお、この間、中小炭鉱につきましても賃金の実態調査をやるべきであるということ審議会として、専門部会として御決定になりました。それがその調査なり実態の結果等からごらんになった上での御判断であるというふうに考えております。

○小柳勇君 その新聞の記事にはこう書いてあるのですが、現在中小炭鉱の坑内夫が三万四千三百十二人であつて、そのうち一六千円に満たない者はわずかに千七百人にすぎない、したがってこういう結論に達したということが新聞には書いてあるわけですが、こういうのも一つの大きな理由ではないかと思つて、十六方式適用のほかに産業に対する今後の見直し、そういうものはどうでしょうか。

○説明員(辻英雄君) 御承知のように、現行最賃法に基づきます、いわゆる職種方式と申しておりますが、十六方式適用を受けて現にきまつておりますものは、御承知のように、石炭産業だけでございませぬ。したがって、他のものを見直しというふうにお話ございましたが、ただいまのところ、労働省としましては、昨年、一昨年と中央最低賃金審議会から最低賃金制全体の進め方についての御答申をいただきました。その趣旨にのっとりまして行政を展開しておるわけでございますが、その趣旨でございますところは、第一に、中小企業のうち、重点的に対象とすべきもの八八業種を中賃審で選定いたしました。これにつきまして、昭和四十一年度末までに最低賃金を全部に適用するというのが第一点でございます。

第二点といたしましては、ただ最賃ができればいいということだけではなく、その金額が適正なものではないと申すので、最低賃金審議会としまして金額の目安というものを一応おきめになりました。新たに作り直すというものを、これについてはもちろんでございますが、従来から存続しておるものにつきましても金額を目安に合わせるということが第二点でございます。したがって、従来からありますもので目安に満たないものは相当だぶんあるわけでございますが、これにつきましては、御答申をいただきました。昨年十一月以降、一年以内に全部原則として目安に合わせるということが第二点の方針といたしております。

第三番目は決定様式の問題でございますが、御承知のように、現行の最低賃金法では、他の方式によるものが困難または不適当というものについて職種方式によつてつくるといふことになっておるわけでございます。いずれにしましても、必要な業種に目安に適合した最低賃金ができるということが当面の目標でございます。そういうことを目標として、必要があれば必ずしも九条の業者間協定、十条のその拡張方式だけでなく、その他のたとえは業者間協定の締結改定の勧告でございますとか、御指摘のございました職種方式と

いうようなものも活用していただいま申し上げたような目標を達成するというところで現在仕事を進めております。

○小柳勇君 十六方式のほかの産業に対する適用については、あとで大臣に見解を聞きますが、前に戻りまして、この石炭部会の答申が一六千円最低で出ますその論議の中で、御存じのように、石炭産業の累積赤字約八百億、ビルドアップの再建費用だけでも四九年のうちに千三百億くらい必要だと見られておるのですが、この中小炭鉱の現在千七百人にすぎないといわれておるが、そういうものに対する配慮なども論議されておりましたでしょうか。

○説明員(辻英雄君) 当初、ただいまの石炭産業の最低賃金が昭和三十七年に答申されます前の段階では、御承知のように、石炭全体の合理化問題につきましても調査団が全面的な御答申を出されるような段階でございました。その際に、基本的な論議は、おおむねそのときに私は中央最低賃金審議会としての論議すべき点は論議されておつたと思っております。今回問題になりましたのは、そのような全体の石炭のことを考慮してつくられた坑内夫一六千円という最低賃金を、この際、中小に及ぼすかどうかということだけに問題がしぼられておりましたので、比較的先に申し上げましたように、全体の石炭の合理化の進展なり、全体としての賃金の動向なりというふうなものも大局的にも判断になってこういう御答申であつたと思っております。なお、論議の過程で一六千円未満を一六千円に引き上げました場合に、全体として労務費、賃金にどのくらいはね上がるかというふうなことは、もちろん御議論としてはございました。

○小柳勇君 これでも最低一六千円ということではなかなか希望者もなくなつてきつたので、四月一日から実施されることを私も希望いたしました。関連しまして、昨日石炭離職者に対する緊急就業事業の賃金の問題を質問したのですが、建設省

も内定はしておるようですけれども、まだ公表はしていません。この賃金問題に關連をしますから質問するのですが、これはどなたでしようかね、担当は。この緊急就労事業に対する賃金が、その地域における最低賃金、まあ広い意味の、法的な意味でない最低賃金の目安になるんですが、これに對して労働省としては一体どのくらい発言力があるのか、お聞きしておきます。

○政府委員(住業作君) 御承知のように、石炭離職者のための緊急就労対策事業は請負で施行をいたしておるわけでございます。で、私どものほうといたしましては、公共事業とか特別失業対策事業に準ずる方法によりまして、公共事業なり特別失業対策事業の労力費積算をどうするかということにつきまして、公共事業の労力費積算の方法に準じまして労力費を計算しまして事業主体に流しております。したがって、緊急就労事業の場合には、公共事業がどうなるか、公共事業のきまつた線によりまして必要な予算を事業主体に流す、こういうふうな關係になっておきます。

○小柳勇君 その点はわかりませんが、昨年の事業費単価千五百円が今年は千七百円になる、二百円上がるわけですか。そういふときに、これには労力費も入りますから、賃金として見なければならぬわけですが、労働者を働かせますから、事業として、たとえば資材費などと同じと見てもらっちゃ困るわけですか。それを建設省なり公共事業等から請負に渡しているのですから、これは一つの設計の単価でございますといふはそれまでですけれども、労働省として、その地域における最低生活する人の賃金の目安になるのですから、相当の発言力をもって、この千七百円の中には賃金はどのくらいですか、そのくらの発言力がなければならぬと思われまして、その点を質問しているわけですか。

の平均賃金、これをもとにいたしましたして労力費を千七百円の中で算定をいたしておるわけでございます。

○小柳勇君 まあそのことはよくわかるのですがね。さっきの話にまた返りますが、最低賃金一万六千円が一応認められますと、現在働いている坑内夫は最低一万六千円は保障されるわけですね。それがたまたま閉山によって離職する、あるいは緊急就労事業に入った。その場合には、あなたもかせになってしまひまして、公共事業でございませうから県がきめておる。それだけでございませう。これはいろいろの意味でたたかれるでしょうね。したがって、私は、最低賃金をきめる労働大臣は、公共事業の中に働いている労働者に対する賃金についてはみずから決定するくらいの権限を持つてもらいたい、そう考へるわけですか。そういう面では建設省などの折衝はあろうかと思つて、どういふ程度の折衝をされるのか、建設大臣と労働大臣との間にどういふふうな折衝をされるのか、それを聞いおきたい。

○説明員(江英雄君) 公共事業の賃金につきましては、かつていわれるPW方式がございました時代には、PWを労働大臣が決定したわけでございます。しかしながら、現実にはそういうものをきめましますこと、きめまして個々の支払い賃金に介入いたしませんことは、賃金の原則、労使が自主的にきめるということから見てあまり好ましくない。特に最近のように、建設省賃金の上昇が非常に早いときに、ああいう法律の形式で縛るといふことは望ましくないといふふうに考へまして、三年ほど前にこれを廃止させていただいたわけでございます。廃止の際に問題になりましたのは、労力費の単価につきまして各省は資料を持っていないから、廃止は廃止で、そういういふ言ひのような労働省の考へ方に賛成していただきましたけれども、それにかわる資料がほしいといふことでございまして、労働省としましては、その際に資料を提供しようといふことを約束をいたしました。御承知の屋外労働者の賃金調査に關する資料を建設省そ

の他に提供しているというのが現状でございますが、例年御承知のように、あれは八月現在で調査をいたしております。八月現在の調査によればはかなくであるといふことを提供しておるだけでございまして、あとは各省がそれぞれ事業施行上の観点からおきめになるということになっております。

○小柳勇君 それを各省おきめになるということも、もう少し積極的に労働者の賃金、特にこの最低賃金と關連のある賃金については、いさし何らかの方策を立てなければなりません。結果的が、あとでこれは大臣に質問しよう。結果的にいって、まあ建設省では内定しておるのであります。労働省のほうには、そういう場合、たゞもう通知がくるのですか、あるいは何か相談がございませうか。

○政府委員(住業作君) 私どものほうでは、先ほど御説明申し上げましたように、従来から公共事業の単価を使つておりましたので、私どものほうから積極的に建設省と連絡をいたしまして、その決定した数字に基づいて新年度からの事業予算の配賦その他の作業を進めておる次第でございます。

○小柳勇君 次の問題に入りませう。労働金庫の育成はどの局でございませうか。閉山に伴ひまして、炭鉱地帯の労働者が労働金庫に預けました預金が、逆に労働者が労働金庫から借りますと、それが労働金庫に返らないわけですか。悪いことですけれども、会社まで労働者の名前を労働者一人々々から労働金庫から借りてもらつて、それを使つて、しかも、それを返さないで閉山になったという例もたくさんあります。そういうことで北海道あるいは九州の労働金庫が非常な欠損をしておる。したがつてそういう欠損については何らかの方向で政府がめんどうを見るべきである。労働金庫を育成するといふ立場からめんどうをみるべきであると考えますが、いまままでにとられた施策をお聞きいたします。

よく組合の名前で会社が金を借りて、そして各人に支給しているという例はだいたいありません。それから、最近もあるようでございますが、いままでは大体いゆる共同連帯責任という觀念から、われわれのほうでは、だいたい返されて、最終的には返されていふふうな考へております。具体的にどれくらい欠損があるか、また、それがどういふふうな問題を今日に残して重大な問題になっているかという点については、私まだちょっと勉強足りませんで、承知しておりません。

○小柳勇君 きのうの通知のときに、これを通知してなかつたから、数字を持ってもらえないのも無理ないと思ひますから、調べておいていただいで、会社の倒産なり、あるいは閉山によって労働金庫から借りた金を返せないで、どの労働金庫のほうにそれで赤字を持っておるというところを御調査になつて、そして具体的にこれが救済策について検討していただきたいと思ひます。その問題は、そのくらいにしておきます。

さっきの緊急就労事業に關連しまして、落としておりましたから質問します。一日平均緊就人員が、本年度六千四百人から明年度は五千八百人に減つてゐるんですね。六百人減つたんですが、三七七、三三八、三三九、四〇、四一と、まあ大体的に見通しがありましたら、あなたの方の見通し、今後の計画のための見通しがありましたらお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(住業作君) 御指摘のように、本年度の緊急事業の対象者六千四百名でございます。明年度は六百人減少をいたしまして五千八百人で予算を計上いたしております。この六百人の減少を見込みましたのは、今年度におきます緊急就労者の他への就職、その他一部引退等もございませうけれども、そういういふ傾向から判断いたしました。明年度は五千八百人で、現在の就労者に對しまして二十三万の就労ができる、こういう計画で予算を計上いたしておるのでございます。今後のことにつきましては、御承知のように、緊急就労者の年齢構成等も高くなつてきておりますし、

それから、その他の広域職業紹介の状況、あるいは県内の他の場所への就職の状況、こういったものをよく考えあわせまして適正な人員を計上していきたい、こういったように考えます。

○小柳勇君 今年は大千四百人で、六百人減っているのですが、閉山の方向は、しばしば石炭委員会でも問題になりますように、見通しよりも上回るのではないかといいことですが、上回った場合の予算措置はどうなりますか。

○政府委員(住業作君) この問題につきましては、一昨年の炭産離職者臨時措置法の改正によりまして、新たに合理化によって出てくる離職者に対しては手帳を発行いたしまして、手当を支給しながら民間の他の雇用の場合を見つければいいことであるという方針をとっておるのをごさいます。臨時措置法改正後の離職者は対象にはなっていないのをごさいます。むしろ臨時措置法改正以前の離職者の対策として引き継ぎやっておるような状況でございます。新たにでてくる離職者に対しては、改正法の趣旨に従いまして再就職の促進をはかっていく、こういったことになっておるのでございます。

○小柳勇君 その問題はそれくらいにいたしましたししょう。

午前中に質問いたしましたのを少し深く質問していきますが、地域別産業別雇用計画の策定ということですが、先般予算説明でちょっとありました、たとえば中央雇用計画官一人、地方雇用計画官二十二名云々ということがありました。が、具体的に御説明願います。

○政府委員(住業作君) 実は昨年の六月、地域別産業別雇用計画の試案を発表いたしましたわけでございます。その試案の内容につきましては、まず期間を、最終年度四十三年度を考へまして、現在から四十三年度までに労働力の供給面がどうなる、それから、需要面はどうか、こういった観点から、供給面につきましては学校の卒業者、新規労働力の問題でございますが、そういう新規労働力の問題、それから転職者の問題、あるいは非労働

力から労働力になる者、そういう観点から労働力の供給がどのようになるであろうか、こういった点でいろいろ作業をしておるわけです。需要の面につきましては、産業経済の活動との関係がございまして、通産省の産業構造審議会、やはり四十三年度までの各地域別の経済活動の状況がつかれておりますので、それを見まして需要を想定しておるわけでございます。そういうふうな需要と供給をとらえまして、それが府県別にどうなっておるか、それから第一次、第二次、第三次産業別にどうなっておるか、こういったような観点から、地域別と申しますのは府県別、産業別と申しますのは一次、二次、三次産業別、きわめて大まかな分類ではございますが、そういう観点から試算をしておるのでございます。それで、これはごくラフな数字でもありますので、その後、中期経済計画も策定されておきますし、あるいはこの数字の中には性別等の問題も含まれていないわけでございます。あるいは産業別に見ましても、一次、二次、三次よりもさらにこまかく産業別をどうしたらいいか、こういったような観点から今後作業を続けて、できるだけこれを本物にしていきたい、こういったように考へて、現在作業中でございます。

○小柳勇君 百五十一万円のこの予算なんです、これで人件費をとりますという、仕事というものは一体どういふことをやるのか、具体的なもの、それから、その雇用計画をやりましたあとの裏づけ、そういうものについて御説明願います。

○政府委員(住業作君) まず、地域別産業別の予算でございますが、本年度までは百五十六万三千円でございますが、明年度におきましては二千二百八十五万六千円を計上いたしております。この内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、昨年つくりました試案をたまたまにしまして、これを本計画としてつくり上げていきたい、こういったこととございまして、その内容といたしまして、計画作成のための研究会を、本省、それから各府県の段階につくります。本省は五名程度

の構成でございますが、地方は三名程度でございます。それから、いろいろな資料が不足いたしておりますので、特に主要産業の雇用事情、これは需要面と供給面の調査を実施していきたい、こういったように考へております。そういう研究会の活動費とか調査の費用を合わせまして二千二百八十五万六千円を計上いたしておりますのでございます。

○小柳勇君 この雇用といふものは、需要するものが雇われねばならぬ、いまおっしゃったような統計的なもの、あるいは調査活動というものでそれがそのまま雇用には結びつかないのではないかと、いろいろ実態を把握することは必要です。これは労働市場センターができて、電子計算機でばりばり毎日やられるという、労働力の移動、あるいは失業状態、就職状態がわかりましようが、雇うというものは会社が雇う、あるいは官公署が雇うのですから、雇う方向に何か皆さんが試験官になって立ち会おうとか、あるいは各省に通牒を出して、これこれのものがあるから、これこれの仕事に雇ってくれというふうなことをやりますと、統計活動になつてしまふ、調査活動になつてしまふのじゃないか。その調査しましたそれを雇用にどういふふうにして結びつけていくのですか。

○政府委員(有馬元治君) 雇用計画につきましては、任部長から説明がありましたとおりであります。これを今年決定版にいたしますと、ともに、雇用政策のガイドポストとして役立てていきたい。その現実の雇用政策との結びつきをどうするかというところが問題になるわけでございます。私どもも、こういった産業別地域別の雇用計画に基づきまして、卒卒の需給の調整、それから中高年の雇用の促進、さらには季節労働者の就労体制の確立、こういったことにつきまして、できるだけ地域別雇用計画を背景に今後の具体的な雇用政策を展開してまいりたいと、かように考へておるわけでございます。

○小柳勇君 いまのところ、具体的なところをも少し説明してもらいたいです。さっき言いました、たとえば政府機関の官公署なり、あるいは会社なりに、その実態がこうだから雇いませんかと、そういうふうな働きかけはどうかというふうにして今後やっていくのですか。

○政府委員(有馬元治君) この雇用計画は、もちろんわれわれの雇用行政のガイドポストでありますとともに、企業の側、産業の側にもこういった考え方を示しますと、企業、産業も、これにそれぞれの企業における雇用計画、採用計画、こういったものを背景に考へられるわけでございまして、反映のしかたが当然考へられるわけでございまして、具体的に労働力の有効活用という観点から、企業、産業に労働力を配置する場合は、これはやはりわれわれの窓口でございます。職業安定機関を通じて、具体的な紹介活動、あるいは募集、その他自主的に雇用主が行なう活動に対する規制、こういったことを通じて、この雇用計画に基づく具体的な職業紹介業務を行なっていく、かように考へております。

○小柳勇君 具体的に質問いたしますと、この中央雇用計画官というのはいくら仕事をするのですか。

○政府委員(住業作君) 先ほど申し上げましたように、この計画は地域別に、あるいは産業別に需給のバランスを見ていく、こういったことになっております。そこで、地域別と申しますのは、いまのところ府県別を考へております。すなわち、各府県におきまして、やはり府県内の雇用計画というものをつくっていただく、こういったように考へておるわけでございます。したがって、地方にもそういう雇用計画を担当する専門家を置いてそういう作業をしていく、こういったことになっております。で、中央雇用計画官は、そういう地方の雇用計画担当の者に対する指導、特に地方計画を作成するにあつたの指導、相談、これは各県それぞれの開発計画等もございまして、そういったこととの関連においていろいろ統合的な面でも地方の指導に当たると同時に、それを全国的にまとめたものが地域別産業別の計画になるわけ

でございますので、そういう作業に当たる、こう
いうように考えております。

【委員長退席、理事杉山善太郎君着席】

○小柳勇君 たとえば甲という県と乙という県が
ありまして、甲には一万余り、乙には五
千人足りないから、それを計画官が調整して移動
せしめると、こういうことですか。

○政府委員(住持作君) 御指摘のような需給ペラ
ンスは、結局各県によって違ふわけでございま
して、ある県では一万余り、その余った一万人に
対して、他の県では足りない県があるわけでござ
いまして、そういった関係、その県におきま
す要との関連におきましてどのように見ているか、
こういうような点について研究し、計画を立てて
いく、こういうことになるとおもう。

○小柳勇君 社会党が内閣をとりますと大体これ
でわかるのですけれども、いまは資本主義社会、
しかも自由競争で、若い者、あるいは優秀な者を
会社が選んで、選択して採用するわけですか。そ
うしますと、その採用する、雇用する、という側
に立って考えますと、甲の県に一万人いまま過剰労働
力があるから、それじゃ、ひとつこれを五千持っ
てくると、そう簡単にいかないと私は思っています。
したがって、その調整、それにはもちろん労働力
の移動には金も伴いますし、施設も伴いますし、
あるいは職業訓練も必要でしよう、そういう
ものとの関連はどうですか。

○政府委員(有馬元治君) もちろん雇用計画に基
づいて雇用政策を展開する場合におきましても、
就労配置についての強制力を持つ得ることは全然
考えられませんので、あくまで誘導政策で、地域
間、産業間の需給のバランスをとつていこう、こ
ういうことで、直接的な強制力というものは、そ
ういう手段は全然考えておられないわけではござ
いまして、地域別産業別の雇用計画どおり
にきちんとしておいていくという手段が実はない
のでございまして、それはやはり労働の府
県間の調整、あるいはいまま重要既成工業地帯
に農村地帯から相当学卒のみならず、農業の過剰

労働力が流入しておたわけでございます。これ
もだんだん底をついてくる、こういう関係が
ありますと、既成工業地帯における労働力の需要に
対して、私どもとしましては、既成工業地帯内に
おける労働力の新たな開発、たとえば四十歳前後
の主婦労働力というものをもう少しパート・タイ
ム方式、あるいはその他の雇用方式でもって求職
のほうを開拓していくというふうな積極体制をと
らなければならぬと思っております。そういった非
常なこまかいと思っております。具体的な対策を展
開しながら、こういうふうな背景に雇用政策を
展開していき、こういう考え方でございませ
ぬ。

○小柳勇君 話を少し進めまして、労働市場セン
ターの将来の構想、そういうものを少し具体的に
説明していただきたい。そうしますと、もう少し
いままのところから明らかにするのじゃないかと思
います。

○政府委員(有馬元治君) 労働市場センターの考
え方は、今年度からこの構想に基づきまして、三
カ年計画でこの労働市場センターを整備するとい
う計画で進んでおりますが、三カ年に要する経費
が、電子計算機の借料等を除きまして、設備経費
といたしまして約四十億を予定しております。初
年度が約十億見当でございまして、今年度は十
三億五千万程度でございまして、したがって、
最終年度の再来年度は残りの整備をいたすわけ
でございますが、この考え方は、全国五百カ所の安
定所を市場センターに電信回線でもって直結をす
る。そうして失業保険と職業紹介の業務をデー
タによって伝送して行く。そういう伝送システム
を整備することによって、全国津々浦々の安定所
における失業保険業務と職業紹介業務が、セン
ターにデータが伝送されてきて、そのセンターに
よつていろいろと仕分けをされて、職業紹介であ
れば、鹿児島に求職者を見合ふ全国的な求人、
一定の条件のもとに電子計算機を駆使することに
よつて適当な求人が選定されてくる、それが即刻

鹿児島に求職者に伝達されてくる、その条件の範
囲で第一線の安定所の職員が求職者の職業紹介な
り職業相談に応じてくる。さらに、移動を伴う場
合には、宿舎その他のこまかい条件がいろいろと
問題であるのでありますが、それらについても、
即刻この伝送システムを通じて求職条件の確認を
やつていく、こういうふうな手順になりまして、
従来二カ月程度という連絡事務にかかつて
おつたものが、ほとんど時間的にはゼロに近い
くらいの短時間の間にそういう条件の整備がで
てくる、その条件の中で、今度は本格的に職業紹
介を担当の職員が行なっていく。したがって、
われわれ職安機関がやっております仕事の大半
をいいますか、機械で処理できるところは最大限
にこの伝送システムを使って処理していく、そ
うしてほんとうに人間の結合をはかる紹介の場
面、あるいは相談の場面、人間でなければできな
いことを人間が担当する、こういう考え方でござ
います。この仕組みがどういふ機能が出てくるかとい
うこと、これはもう全国五百の安定所
をこまかいシステムに統括いたしますと、名
実ともに全国一本の労働市場が形成される。しか
も、その市場が従来のような封鎖的な市場じゃな
くて、横断的な市場でございまして、市場機能
としても近代化ができる、そういう近代化的な
労働市場のもとに具体的な職業紹介業務が展開さ
れる、こういうことを期待いたしておるわけに
ございませぬ。

○小柳勇君 思想、信条の自由、たとえばそれは
もう非常に詳しくデータを送つてくると思ふのだ
が、社会党員何名、共産党員何名、公明党何名と
いうふうに、詳しくすぐわかると思ふのですが、
これこそ労働者の思想分布まで出てくると思ふ
が、そういうものに対する介入は絶対やらないと
いうことを言明を願いたいと思ふのですが、いか
がですか。

○政府委員(有馬元治君) この機能は、あくまで
安定法に基づいて運営されるわけにございまして、
安定法で現在規定されております第三条の均等
対遇、こういう原則は、この機能を使う場合にお
いても前提として重視してまいりたい。したが
いまして、そういう思想動向等の要件等について、
このシステムを使って特に掘り下げて究明をする
というふうなことは一切いたしません。また、職
安の窓口としまして、そういう求人条件の差
別扱いは、求人者に御反省をいたして、窓口
において受け付けないという仕組みになってござ
いますので、その点の御心配は要らないと思
います。

○小柳勇君 一べんその現物もまた見せていた
だきますが、思想統制、あるいは昔の特高的なそ
ういふものは一切この労働市場センターには関係
ない、こういうことで確認しておいていいです
ね。

○政府委員(有馬元治君) よろしゅうござい
ます。

○小柳勇君 あとでまた現物を一べん見せても
らつて説明していただきますが、職業安定所に失
業保険課がなくなつたのはなぜですか。

○政府委員(有馬元治君) この二月一日から安定
所の内部機構を改めまして、事業所課と職業紹介
課というふうな編成のしかたに改めたわけに
ございませぬ。これは従来、失業保険課と職業紹介
課が、御承知のように、求職者として安定所の窓
口にあらわれるわけでございまして、この失業保
険の受給者に対する就職あっせんということが従
来非常に軽視されておりました、ただ、形式的には
求職者としてあらわれるのだけれども、実際上は
保険金を機械的に支給するといふふうな実情にな
りがちになっておつたわけでございまして、これ
は現在の失業保険制度の根本の趣旨を誤つて運用
されるという危険性がございまして、私どもと
しましては、こういう労働力不足の事態に対処
いたします関係もございまして、安定所の内部
機構を先ほど申しましたような立て方に改めたわ
けにございませぬ。

【理事杉山善太郎君退席、委員長着席】

ちなみに、今後の安定所にあられる求職者の傾

向を見ますと、現在のところは、大体五〇〇程度が一般の求職者で、その他が保険の受給者としての求職者でございしますが、将来、失業保険の適用が完全適用になった暁を考えると、学校を出て社会に出れば必ず失業保険の適用がある、失職すれば必ず失業保険の受給者として安定所に求職をしていく、こういうのが原則的な姿に相なると思えます。したがって、私どもの安定所の内部機構も、そういう事態を予想しながら、本来の制度の運営に万全を期するために内部体制を改めたわけです。

○小柳勇君 ほか問題がありますけれども、杉山委員も時間がほしいそうありますから、最後に、電気産業に対するスト規制の廃止の問題について質問いたします。

先般のILOの結社の自由委員会の第十二次報告の中にそのことがまた討論されておりますが、一九五三年の二月十日に、電気事業及び石炭鉱業におけるストライキ権の行使が制限されておる。しかも、それは三年の時限立法であった当時の情勢から、これはやむを得ないということであった。しかるに、それからもう十二年もたつておるのに、なお日本の政府はこれを規制しておる。労働者の生活の安定などに対する格段の保障もしないままストライキ権を剝奪しておるのだというところは、これはもう問題にもならないというようなことで討論をされておるようでありますが、この電気産業に対するストライキ権を剝奪したその法律を廃止するということについていまままでのような措置がとられていたか、お聞かせ願いたいと思えます。

○政府委員(三治重信君) 結社の自由委員会の報告にも一部触れられておったところがございます。また、先年、電気事業法制定の場合にもいろいろ問題になりました。それで、政府としてはいろいろ検討はいたしますが、いま現在、直ちにこれを廃止する考えはないということを、総理以下、関係大臣が御答弁なさっているわけでございます。それで、いまそのスト規制法による

ストの規制は、やはりストライキの禁止ということではなくして、ストライキが非常に不法なストライキという部分についてはつきりさすために、スト規制法はストの方法について規制したということ、ただし、それが石炭の保安の關係は、これはやはり設備そのものに直接関連するからということ、非常に何と申しますか、ILOにおいてもそれは当然のことだといふふうに結論になっております。ただ、電気事業については、あらゆる部分の電気の供給を禁止するというのは、いかにまあ何と申しますか、ストの方法の規制といつても、実質的なストライキの禁止ということにも考えられるということでございます。そういうふうにあいになりますと、結局電気の供給の部分で、どういふ供給の部分のストライキがあつても、それは産業に決定的な打撃を与える、非常にそれによつてこころむる損失が、その労使關係の、いわゆる労働三権のストライキといふ権利を行使することと経済に与える打撃とのあまりにアンバランスといふことにならないような回避のしかたがあるかどうかという問題に、非常に技術的な問題になるのじゃないかと思つておるわけでございます。しかし、われわれ労働省のほうからいいますと、そういう技術的な問題も非常にあります。そのほか、それから、まあ電気關係の従業員が、その供給についてはなるほど規制されていなくても、そのほかの部分については規制されていなくても、という部分もあるわけです。三公社五現業のよう、一律にあらゆる部分においてストライキの禁止という部分ストとか、その他全部禁止しているということもないわけですし、それによつて強制的な代償保障措置、いわゆる公労法の關係みたいな法の規制がそのために電気事業には特別必要かという問題、それについては、いまのところ、私たちは正式に問ひ合つたわけでもないけれども、関係組合のほう等と内々うちのほうでいろいろ話しているところでは、そういうふうな公労關係みたいなものに入れられるのかえつて迷惑だといふふうなことがあるわけでございます。そう

すると、強制的な代償保障措置というのは、いま現在においては關係者は望まないのじゃないだろうかといふふうな検討をいまやっております。実際において、政府としては、この電力の供給といふものがいつときたりともめられることがスト規制法によつてなくなつたということ、非常な安心感を与えている。それを排除するということ、いかにも労使關係が現在のところうまうまといつているのだからいいのだといふけれども、それが必ずしもそれを全部保障するといふふうにはまだ少し早過ぎるのじゃないかといふようなことで、現在まだ当面、直ちにこれを電力の關係について廃止するということにはちよつとききません。いろいろまたさらに検討していきたいということでございます。

○小柳勇君 わが党は、このスト規制法の廃止に關する法案を出しておることでありますから、その機会にまた詳しく質問をいたしまして、大臣並びに他の問題の質問は明日の予算の分科会に譲りまして、私は質問を終わります。

○杉山善太郎君 午前中、大蔵大臣に、たとえは激甚災害法の適用地における労使關係及び離職者の保護措置について大臣の直接見解なり所信なりを聞きたいという点は、この離職者の保護処置についてであります。自余の具体的な問題として、たとえば都タクシーであるとか、昭和石油であるとか、北越製紙の労使關係といふ問題にちなんで、それぞれ関係局長からひとつ聞いてもらいたいという面、ひとつ労政局長からまあこれはかりそめの予告質問になっておりますので、労使關係の若干の言つておることの食い違ひということもさることながら、このお尋ねせんといふ趣旨は、過去にあった事実とはともかくも、今後行政指導の面でも、十分意識して労使關係をうまくやらないと、なかなかいい面の一度あることが二度あることはいいけれども、これは再びないことを保証することが必要だと思つておるのですが、労使關係は遺憾だ、そういうことに私は質問の趣旨をとつておるわけでありまして、まあ委員長からは三時ごろまで

ということになつておりますので、私もそういうふうな關係で、まだ他に一件中小企業の労使關係についても若干質問したいといふふうにご考慮しておりますので、そういうふうな点でひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(三治重信君) 午前中、大臣に御質問の過程で述べられた労働事情についての先生の御発言は、私たちが調査しております報告と大体一致しております。非常に正確にお述べになつたので、私たちがそういうふうな拝聴いたしました。それで、具体的に北越製紙の問題についてはお話し申し上げます。天災によるのがきつかけになつて非常な合理化が行なわれた、これについて、労使關係として、企業連においては会社と相当協力的に、やはり組合のほうも会社とよく折衝されて、特別何と申しますか、両方にどちらが利、不利といふことがなく、合理的に解決されてきたと思つておる。ただ、一部の中でお述べになりましたように、三十二名の解雇反対者が特別の組合をつくつた、これも組合内部の問題で分裂したといふことではないかと思つておる。この反対者と会社との關係につきましては、これはやはり会社も、当時私も中へ一部入つた経験からいいますと、やはり解雇者については、会社側が、あらゆる關係の御協力を得て、この解決には努力をしますといふふうにはわれわれにも申しておつたわけですから、今後とも、こういう離職者の問題につきましては、会社も誠意をもつて当たるように指導していきたいと思つておる。

それから、昭和石油の問題は、再建のめどがこれ大体ついたのでないかと思つておる。したがつて、特別新しく四万パーレルの新工場が完成した後は操業人員は減るわけでございますが、会社のほうも大体配置転換その他ではかつて、その進行手段、いわゆる一律会社の指名解雇といふ、何もそういうふうな意図はないといふふうにおつておる。いずれにいたしましても、また相当の期間があることで、これは労使關係、組合と会社との話の進行を見たいと思つ

ております。昭和石油の問題は、したがって、まだ時間的に相当余裕があるから、これはもう少し経過を見て、また、実際問題として、そういう何と申しますか、労使関係が悪化するというようにすることはしないのじゃないかというふうに見ております。

また、都タクシーの問題につきましても、先生情報の把握とわれわれとほとんど合致しております。三月二十日に解決しております。こういうふうな非常な何と申しますか、深刻な争いに中小企業がなるという事は、組合があまり強いと会社がつぶれる場合もあるし、こういうふうな会社に少し強過ぎると非常な無理なストライキも行なわれるというふうになるわけですから、こういう部面については、あと限りやはり第三者のな労政機関が若干ずつ双方に意見をただすつ、何と申しますか、感情的対立にならぬように、できる限りそのあつせんの労をとるべきだと思えます。しかし、従来、この労使関係については、非常にこじれた場合は別として、特別まあ争いが出たからといって、行政機関があまり入るのを遠慮してきたいきさつがございます。しかし、最近中小企業この労使紛争がすぐ感情問題になっておる。ああ言ったからすぐそれじゃこうだというふうな感情問題に入らぬようにするために、あらかじめ双方の意見をよく聞いて、何と申しますか、そういう感情問題にいかないような交渉関係が持たれるように指導していくという部面について、いまいし力を入れていきたいというふうに考えております。

○杉山善太郎君 この北越製紙と昭和石油は、言うなれば大中小零細企業、そういう一つのランクで判断するならば、比較的大きな企業に属するほうであると思ふのです。特に労使関係という問題にちなんで、激甚災害法の適用地域といったことにつきましても、たとえ北越製紙にいたしましても昭和石油にいたしましても、経営スタッフは激甚災害法の、言うなれば精神というものと、その次元における道義的責任というものを、先ほど午

前中に大臣に申し上げましたように、それなりに技術革新も含めて改良復旧をする程度に融資を受けておるなり減税処置も受けておって、とりあえず災害の中から立ち上がれると見るのですが、やはり労使の協力によって一つの生産が上がるという観点からとらえてみると、その下積みになってしまふのがやはり労働者であるという事例が出てきておるのだ。だから、その限りにおいて、やはりいろいろな罹災者の保護処置という問題なども云々するのでありますけれども、問題は、この経営陣がその事実を踏んまえて、道義的責任を今後身につけて労使関係に移行していただかないと、たとえば、なるほどいま労政局長が言われたとおり、昭和石油はとにかく日の当たった産業で、石油産業だから心配あるまい、そうしてまた一年ある。私もそう思っております。しかし、先ほどちよつと申し上げましたように、これは非常に悲しいことだと思ひますけれども、昭和石油株式

会社は日本人のスタッフがやっております。しかし、資本構成から見ますと、五五割がイギリスの資本から出ておる。しかし、いずれにいたしましても、事その技術革新とか労務管理とかいう問題になると、ほんとうなら金を幾ら出しても、経営の責任はこちら側にあるのだ、遠慮する必要はないと思ふのです。実際問題として、そういう問題を労働組合が、労使経営協議会を通してうまくいかなければ、団体交渉権もあるスト権もあるからやると、こういつているので、その辺をひとつ行政指導の面においても指導性を、労管についても中央機関でさらに身を入れてもらいたいというところに焦点があるということ、それから、いま一つは都タクシーの問題でありますけれども、これはいま労政局長の御見解で、大体そう私はそれに対してどうこう目にかどを立てる必要はないと思ひますけれども、たとえば三月の十八日に新潟県議会では、これは経済産業委員会でありまして、某委員は、都タクシー争議の経過を説明せよということを言っております。そこで、まあ地労委の事務局長が答弁に立つておるわけでありませ

るけれども、こういうことを言っておるわけです。昨年の十二月、あつせんが会社側の拒否で不調に終わりと申しておりますけれども、前段申し上げましたとおり、都タクシーの労働組合は、相手が悪いのであるが、しかし、争議はあくまでも手段であるから、話し合いの場を求めようというところで、何とかして争議に突入せずしてあつせんを求めたところ、会社側が応じなかつた。そこで、しようがないから地労委を突っ込む程度でお手あげをしてみましたから、好むと好まざるにと

りならず、その後においてストライキに入った、こういうわけですが、でも、なおかつ会社は、ストに入れば解散するぞとおどかしをかけるから裁判所に仮処分申請をしたという経緯があります。自ら八十四日間も延々と続いて、ハイヤー、タクシーでありますからいろいろありますけれども、そういうことではありますから手をこまねいて、客観的にはそういう結果になってしまつておる。しかし、どうしてそういうふうなことを——しかも、そのときに、時の氏神さまになったのが商工会議所の会頭であつて、第三者的なそういう人が解決をするようなふざまなことがあるかというふうな追及のしかたなんです。それについてこう言っているのです。昨年の十二月、あつせんが会社側の拒否で不調に終わり、再び乗り出すべきかどうかむずかしいことだつた。出るからには成算を得た上でと考えていたが、情勢分析に欠けた点は反省をすると、こう言つておる。出る限りは成算あつてということとは古い労使関係で、親分が子分に情勢をさぐらせて、自分の親分が出てこれば顔が立つ、こういうふうな旧時代的な古い時代のもの

の考え方、思想の中で、少なくとも近代的な説得をして、どちらか強いことを言つたつて、法にかなう説得をするだけのねばりをもつて対処しなければ、少なくともこの論議の中に、一体地労委のあつせんを權威はどこにあるのかというのを言つておつて、大体地労委の三者構成の中で、使用者側の委員もみな姿勢を正さなければならぬじゃないか

いかということが、これは新聞にも出ておるし、おとといの新潟県議会でも論議されておる問題であります。けじめとしてはこういうことを某議員が言つておるわけですが、知事の労働問題に対する理解不足にすべての原因がある、地労委の使用側の委員の顔ぶれをもつと充実するようにせよ、また、県が企業の振興を望むならば、基礎となる中小企業の労使関係を近代化するよう指導すべきだ、こう言つておるのです。申し上げましたように、前段の北越製紙とか昭和石油などは日の当たる大きな企業でありますけれども、都タクシーは、これは典型的な中小企業だと思ひます。で、そういうような点になっておる。さらに申し上げておきますけれども、この都タクシーという会社は、ほかに日の出タクシーという会社と、それから県都タクシーという会社と、認可はみな別でありますけれども、中身はみな同じであります。さらに自動車の修理工場というものを、ほかにマル運建設という、とにかく二千名くらいの従業員を使つて、マル運建設という土木建設会社もやつておるわけでありませう。さらにマル運通運といつて、新潟では日通に匹敵する、このあたりにも出てきておる。それで、この経営者は非常に努力家でありまして、社長は運転手から上がつてきた非常に有能な人だと思ひます。しかし、そのスタッフの中には、かつて副知事であつたり知事の秘書課長であつたり、それから陸運事務所所長であるとか、あるいは往年の治安維持法のころの特高警察等の有能な人たちが大体その経営スタッフに加わつておる。しかし、企業の全体としては、なかなかローカル企業としては大企業でありませうけれども、この労務管理の問題について一応折衷曲折はありましたけれども、今日八十四日目で済んでおりますから、問題は、今後を意図してそれが悪いこれがいという論議はここではやらぬのですけれども、やはり国民経済の中核的な要素にスポットライトを当ててみれば、今日の

には、やはりその労使問題というならば、労使関係というものはっきりその基調、基底がしっかりしていないと、これはどの場合でも苦勞しませうけれども、そういう点については十分ひとつ意識してやはりやってもいい、こういうふう

に考えておるわけでありまして、ことにこれは労働基準局長の部門になるかと思いますが、たとえば出先の労働基準局の賃金関係の問題については、ハイヤー、タクシールの賃金関係は、たと

ば港湾関係にちなんで見ても、港湾関係が船の波動性の性質上、常用工とながしかの臨時工というものの関係を持たなければ状態が効率的にならぬ、理屈上どうとかこうとかいう問題は抜きにして、現実的にそうだと思います。ハイヤー、タク

シールの賃金体系というものは、本給と水揚げに対する歩合関係の相関関係でありますけれども、やっぱりその関係においていろいろ歩合というものと、それから本給というものの関係を野放しにしてい

きますというところ、やはり水揚げをかせぐのにくたくたになってしまう。そういう点からい

ならば、産業交通事故だとか、そういう事故が起きてまいりますので、しかし、新潟の出先機関はうまくそういう点にやっぱり行政指導が、賃金体系について企業の中に入って、一つの限界があり得るけれども、傾向としては、新潟の場合はおおむねつまり本俸といわゆる歩合給との関係はよかつたのだが、地震後いろいろ外の悪い例が流れ込んできて、そこでそれを具体的な事象の上で受けとめたのが新潟の都タクシールの結果になっているので、十分やはり本俸の関係を行政指導しておりますという

ことでもありますから、これは労働者でもよくは、これはいずれいろいろな問題について運輸省にも来てもらって、あるいはいろいろな問題の進展の推移の中では、たとえば社労委員会と運輸委員会との連合審査会などでやはりそういうた

うな問題についても、行政指導の側についても姿勢を正しく十分配慮してもらわないと、非常にその将来が心配になるのだというふうに考えてお

ますので、ひとつ基準局長のほうからそういう問題についての一応見解を承りたい……

○政府委員(村上茂利君) たいま都タクシールの問題について、それに関連していろいろ御指摘がございました。労働諸条件の中で、特に中心になります賃金につきましては一番問題があるわけ

でございます。タクシール等の特殊な産業形態をとっておりでありまして、しかしながら、出来高払い制につきましてもいろいろ弊害もございまして、労働基準法の二十七条の規定におきましても、「出来高払い制その他の請負制で使用する労働者については、二云々と規定しております。一定額の賃金を保障しなければならぬ」という出来高払いにおける保障給の規定もあるわけでありまして、しかしながら、どのような比率を採用すべきかという点についてはいろいろ問題があるわけでございますが、労働省といたしましては、六〇%の固定給をもつて指導の基準といたしまして指導してまいっております。新潟の都タクシールのケースにおきましては、先ほど先生の御指摘では七〇%という、六〇%を上回る賃金支払い方法で協定したというお話がございましたが、労働省の指導といたしましても、六〇%を上回るようにという指導をいたしておるところでございます。これは都タクシールのみならず、タクシール、ハイヤー等につきましても、かねて労働基準監督行政としまして、重点の一つに取り上げて指導をしております。特にいま賃金の関係を申し上げた次第でございます。

○杉山善太郎君 それではいまの激甚災害法というローカル色は一応抜きにしまして、一般論として、今度は中小企業、零細企業における労使関係をお尋ねをしておるわけですが、お教えをいただくわけがあります。「労働政策の進展」というものを一応見せていただきましたが、その中で、たとえば「総合的中小企業労働対策の推進」という、そういう題目の中でいろいろうたっては

ございませうけれども、私がお尋ねをしようとする点は、たとえば「中小企業労働条件等の近代化の推進」ということで、イ、ロ、ハ、ニ、とそれぞれうたつてございませう。柱としては、「対象業種の選定」だとか、「最低賃金額の目安の作成等による最低賃金額の指導その他労働条件の改善のための指導の強化」、あるいは「中小企業退職金共済制度の普及」であるとか、「中小企業労使に対する労働教育の強化」であるとか、それから「中小企業労働管理近代化のための諸施策の充実」と、それから白の中では、「総合的中小企業労働対策推進のための中小企業集団に対する統一的指導援助系列企業集団に対する労働条件の改善、労働管理の近代化、求人確保等中小企業団体を通じての総合的労働対策の推進及びこれに対する一元の助成」、例で、「中小企業労働対策を総合的計画的に実施するための行政体制の確立(都道府県中小企業労働対策協議会等の設置)」と、こういうことがうたわれておりますが、一々これはごもつともなごだと思

います。ただ、私は、まあ短くお尋ねいたしますが、具体的に、たとえば新潟市の場合について、燕という市は小さな市ではありますけれども、洋食器を生産するということについては、たとえば欧州に行ってもアメリカに行っても、やはり日本の代表的な生産地であるということは御承知のとおりであります。この地域をたえば点検してみると、いと、事業所の数が三千八十五事業所あるわけでありませう。従業員が二万三千八百八十名あるわけでありませう。この中に労働組合と名のつくものは九つしかありません。したがって、もう一つ、これは洋食器の典型的な市であります。さらに視角を変えて、三条という、これはやはり市制のしかれていて町であります。金物の町であります。たとえば大工道具であるとか、はさみ、かみそり、ほりちり、その他最近では部分品を生産しているわけでありませうけれども、事業所の数が、数にして六百二十四事業所あるわけでありませう。従業員の数にして三万三千二十四名従業員の数がある

わけでありませう。この中で、やはり組合がつくられておるのが二十四なんです。それから五泉市は有名なメリヤスの生産地であります。事業所の数が千六百八十ヶ所あります。従業員の数が一万一千三百八十七人であるわけでありませう。労働組合は六つしかありません。あるいは金物なり洋食器をつくっているところの地域というのは、全体の中小企業、零細企業の一つの部分でありませうけれども、一体こういう中へ、たとえばいまこの「労働政策の進展」の中で、前段また労働省で構想しておられる一つの基本構想の線、それに対する年間の予算措置はおのずから裏づけられておりますけれども、どういふふうにしてこれを措置していくつもりかということでありませう。さらに、内容的に申し上げますならば、もちろん労働組合がありませんから、労働協約もありません。それから就業規則は労働基準法上あつてなきがごときもので、やはり形としてあり得ませうけれども、ここには労使関係というものは全く無政府的な状態でありませう。言うなれば、燕の洋食器というものはアメリカその他に輸出されるわけでありませうけれども、どこから見て明らかに低賃金、強労働的な、ダンピング的な温床が現地の中に内蔵している。どんな労働組合——もし労働組合に左右があるとするならば、しかし、右左の区別がない、ここでは皆赤だというふうな認識しか持っておりませう。ただ、私が皆さんに申し上げたい点は、大体三条にいたしまして燕にいたしまして、あるいは五泉にいたしまして、それなりに業者間協定という、最低賃金額に関連する業者間協定というものは、形の上だけであつて、一つの実態論を突いて、この中小企業の労使関係というものが、ここにうたわれるごとく、きれいな事というものが、もちろんこれは年間の予算関係というものであらはらるる関係で、これだけの事業——しよせん日本が、やはり産業の二重構造という底辺の中からひずみを直すとか、あるいはど

ろとすれば、たとえば「中小企業労働条件等の近代化の推進」ということで、イ、ロ、ハ、ニ、とそれぞれうたつてございませう。柱としては、「対象業種の選定」だとか、「最低賃金額の目安の作成等による最低賃金額の指導その他労働条件の改善のための指導の強化」、あるいは「中小企業退職金共済制度の普及」であるとか、「中小企業労使に対する労働教育の強化」であるとか、それから「中小企業労働管理近代化のための諸施策の充実」と、それから白の中では、「総合的中小企業労働対策推進のための中小企業集団に対する統一的指導援助系列企業集団に対する労働条件の改善、労働管理の近代化、求人確保等中小企業団体を通じての総合的労働対策の推進及びこれに対する一元の助成」、例で、「中小企業労働対策を総合的計画的に実施するための行政体制の確立(都道府県中小企業労働対策協議会等の設置)」と、こういうことがうたわれておりますが、一々これはごもつともなごだと思

います。ただ、私は、まあ短くお尋ねいたしますが、具体的に、たとえば新潟市の場合について、燕という市は小さな市ではありますけれども、洋食器を生産するということについては、たとえば欧州に行ってもアメリカに行っても、やはり日本の代表的な生産地であるということは御承知のとおりであります。この地域をたえば点検してみると、いと、事業所の数が三千八十五事業所あるわけでありませう。従業員が二万三千八百八十名あるわけでありませう。この中に労働組合と名のつくものは九つしかありません。したがって、もう一つ、これは洋食器の典型的な市であります。さらに視角を変えて、三条という、これはやはり市制のしかれていて町であります。金物の町であります。たとえば大工道具であるとか、はさみ、かみそり、ほりちり、その他最近では部分品を生産しているわけでありませうけれども、事業所の数が、数にして六百二十四事業所あるわけでありませう。従業員の数にして三万三千二十四名従業員の数がある

わけでありませう。この中で、やはり組合がつくられておるのが二十四なんです。それから五泉市は有名なメリヤスの生産地であります。事業所の数が千六百八十ヶ所あります。従業員の数が一万一千三百八十七人であるわけでありませう。労働組合は六つしかありません。あるいは金物なり洋食器をつくっているところの地域というのは、全体の中小企業、零細企業の一つの部分でありませうけれども、一体こういう中へ、たとえばいまこの「労働政策の進展」の中で、前段また労働省で構想しておられる一つの基本構想の線、それに対する年間の予算措置はおのずから裏づけられておりますけれども、どういふふうにしてこれを措置していくつもりかということでありませう。さらに、内容的に申し上げますならば、もちろん労働組合がありませんから、労働協約もありません。それから就業規則は労働基準法上あつてなきがごときもので、やはり形としてあり得ませうけれども、ここには労使関係というものは全く無政府的な状態でありませう。言うなれば、燕の洋食器というものはアメリカその他に輸出されるわけでありませうけれども、どこから見て明らかに低賃金、強労働的な、ダンピング的な温床が現地の中に内蔵している。どんな労働組合——もし労働組合に左右があるとするならば、しかし、右左の区別がない、ここでは皆赤だというふうな認識しか持っておりませう。ただ、私が皆さんに申し上げたい点は、大体三条にいたしまして燕にいたしまして、あるいは五泉にいたしまして、それなりに業者間協定という、最低賃金額に関連する業者間協定というものは、形の上だけであつて、一つの実態論を突いて、この中小企業の労使関係というものが、ここにうたわれるごとく、きれいな事というものが、もちろんこれは年間の予算関係というものであらはらるる関係で、これだけの事業——しよせん日本が、やはり産業の二重構造という底辺の中からひずみを直すとか、あるいはど

うというきれいな事を言っても、非常に問題ではないか。しかも、これははしょって申し上げますけれども、やはり、たとえ現在中小零細企業という事業所は、全国的な規模の中では数にして四万数千から五万に近いと思うわけです。その関係におけるところの賃金関係労働者というものは一千二百万をこえておると思う。しかし、いま総評、同盟会議、中立系を含めても、全部ワクの中にはまっています人数は九百万をこえているわけでありまして、この広範な対象の労使関係というものを一体どうするかといったような問題について、しかし、この新潟県の代表的なメリヤス、これは確かに日本の主産地です。それから、三条といえは金物の主産地です。それから、燕といえは代表的な洋食器の主産地でありまして、こういうような状態の中へ、もちろん出先機関においては、やはり労働省が、労働事務所なり基準局なり監督署でありましようけれども、どういふような関係で一体これを行政指導していくかという問題について、実に憂うべき現状ではないか、そういうふうな考えますので、中小企業の労使関係という問題は、やはり国民経済をふんまえて、非常に重大問題ではないか、こういうふうな考えまして、きょうは時間ありませんから、いずれ他日に譲りますけれども、総括して、やはりこれらの問題についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。見解をいただきたい、こういうふうな思ひます。

○政府委員(三治重信君) 四十年度におきましては、私たちが中小企業の労働関係と申しますか、に対しては、やはり地域的、あるいは産業別に、中小企業集団という名で、ことにその代表的なもの協同組合と考へておられますが、それを四百カ所選んで、そして府県がそのわれわれの出先機関のいわゆる労働、基準、職安、婦人といふものを一体として、そして集団に対して総合的な指導体制をとらうというふうなことで、一カ所約百万円の事業費で、これに対して国と県と合せて五十万円の補助金をつけて、そして労働改善事業といふものをやらして、それがいわゆる改善計画を

やつて、それに対して補助金を出していること、こういうふうにして、やはり中小企業に対する労務関係の改善計画を押し進めていきたいというふうな考へておられます。そして、その中身の事業計画が、いま先生がお説みになりましたいろいろなことを羅列しておられて、それを全部が全部どの企業集団にもやらすというのではなくして、その各企業集団で、そして広範囲の中で特に重点を置いてやりたいという幾つかを選び出させまして、それを計画的にやつていくように指導していきたい、そういうふうな、いわゆる自力で業者が団体を組んで改善計画をつくっていく、それに対して労働省の出先機関が一体となって指導していく、さらに、その指導なりそういうものについては、何といひますか、承認関係につきましては、異段階におきまして学識経験者として関係者も入っていただいてこの事業の推進に役立たしていただきたいというふうな考へて、目下府県とこういう地区の選定並びにその予算措置を早急にとるよう度において四百企業集団について実施できるといふふうな確証をばほ得ている段階でございます。

○政府委員(村上茂利君) ちょっと経過なり、やつてまいりましたことを御参考までに申し上げますが、いま労働局長が申されました内容は、昭和四十年度から新しく展開する施策でございます。先生がお持ちの資料もそれに関連するものでございまして。しかしながら、この中小企業労働管理近代化の問題は、労働基準行政の立場から、ここ数年、一つの重点として展開してきたのであります。中小企業労働管理近代化指導、それを集団的に進めたいという立場から、御指摘の燕の洋食器であるとか五泉のメリヤス、これは労働管理近代化集団指導の対象としたしまして、ここ数年、労働基準行政の面から積極的な指導を行なってきたのでございまして。その過程におきまして、労働者を使用しているもの、専業的家内労働と申すべきもの、いろいろございまして、一方においては最低賃金制度を普及させると同時に、一方におい

ては標準賃金制度をさらに拡大するといったような、実態に即しました指導を行なつてまいりました。その過程におきまして、就業規則は形式的じゃないかというふうな御指摘もございましたけれども、そういう労働条件の基準になります就業規則等につきましても適切な指導を加へまして、逐次整備させつた段階でございます。三上市における場合は一応対象に取り上げたかと考へたこともございましたが、何ぶんにも職種が雑多にわたつておりましたので、同職種の集団としてとらえるにはやや困難な面がございましたので、従来検討中であつたものでございます。そのような集団化指導を行なつてきたのでございますが、ただいま労働局長からお話のように、単に労働基準法の適用というのみならず、人手不足のおりから、労働の充足といったような、いわゆる労働行政全体として中小企業の問題をさほるべきである、こういう観点に立ちまして、昭和四十年からは府県に中小企業対策協議会を設置いたしまして、労働局長が申上げましたような補助も行なつて、さらにこれを前進させたいということでございます。

○杉山善太郎君 もう一点だけ。いま基準局長が言われました都道府県中小企業労働対策協議会の構成というものは、大体どういふふうに概念的に考へておられるわけですか。

○政府委員(三治重信君) 県の部長、いわゆる商工関係、それから労働が入ります。それから基準局長、婦人少年室長、それから県のいわゆる経営者団体、あるいはそういう中小企業についての組合の、いわゆる具体的に原評とか同盟関係とか、それから、特に中小企業に経験の深いという適当な人があればそういう方も入つていただく、経験者として三、四名入つていただく、その異段階の局長、部長、そういう第三者と申しますか、学識経験者として入つていただく方とで対策協議会

を構成していただいて、その対策協議会がこの企業集団選定、それから選定された企業集団から労働改善計画というものを提出してもらつて、その計画の指導、それから実行上の指導というものについて総合的な計画立案をやつていただく、そういうものについて個々具体的にいわゆる基準関係、いわゆる職安関係、また、婦人少年問題、労使関係の問題というふうな、それぞれの機関がその計画に従つて所要のときに向つて行つて総合的に指導する、専門的に指導する、こういうふうな構想にしております。

○杉山善太郎君 ちょっとそれ確認でという意味じゃありませんけれども、こういう理解のしかたでいいですか。たとえはいまおっしゃつたことはわかりましようけれども、都道府県中小企業労働対策協議会というものは、通念上むろん労使、しかし、労使ということになるとかどが立つが、いわゆる学識経験者というニュアンスの中で、そういうふうな含みとして理解していいか。それに関係のある官側と、それから企業関係当事者、まあ使用者側当事者、それから学識経験者として学者なり、あるいは労働関係の者は学識経験者という形でそういう中に考へられるのだというふうな理解していいのですか。それとも、労働組合はともかく締め出しちゃうということになるのですか、その辺のところはまだなま煮えですか。

○政府委員(三治重信君) ただ、使用者、学識経験者としての選任で、経営側の代表としての学識経験者、労働者側の代表としての学識経験者といふふうには考へてなくして、まあ経歴や各その本人その人の能力というもので見て、学識経験者の中に、労働組合の原評なり同盟関係の指導者の中でそういうふうなふさわしい人がいるならばそれを入れるのだ、その中に必ず割合として経営者側代表を二、三名、組合側の代表者を一、二名として推薦を求めてやるのだというふうには指導してございませぬ。これは各県事情がありまして、やはりある県では、あるいは労働側、使用者側代表として推薦

を求めて任命したいがどうかというところもござい
ます。それから、自分のところはそうするとい
うと、企業集団でもまだおそいから、したがって
組合の方が一々口を出されちゃかなわぬという
ところもあるから、その点は一律に指導しないでほ
しいという意見はございますが、その点は、あく
まで人選につきましては、そういう県内の事情に
よってその人選のやり方についてはニュアンスが
あってもけっこう、しかし、あくまでそれは利益代
表者を出すのだという、その利益代表者を任命し
て、それと役所側との協議でやるのだというふう
には考えないで出発したほうがスムーズにいくの
ではないか。これはあくまでやはり行政機関の指
導といえますか、ある程度実際上の行政機関にか
わるような協議機関でございしますので、その点は
審議会と違わたりたえをとりたいというふうに考
えております。したがって、労働組合の代表が、
ただ名前だけ学識経験者として必ず入るのだとい
う保証はない。ただ、労働組合の指導者でも、そ
ういう中小企業の労働改善に深い経験者として人格
識見を持って受け入れたということならば、け
っこうであるというふうにしておりまして、その点
は審議会の三者構成とは違ひまして、行政機関の
諮問機関でもない、半ば協議機関というふうな
かっこう、ただ、それが中小企業の総合的な指導
に当たるといふことで、やはり役人ばかりが集ま
るよりか、その関係者の代表を学識経験のある人
を選任して、そういう人たちの意見や協力を得た
ほうがなおスムーズにいくのではないかと、このこ
とで、学識経験者を三名ないし五名を入れない
というふうにしていきたいと思ひます。

○杉山善太郎君 政務次官、大臣代理として受け
とめておきますが、お答えはただかなくとも、
大臣は、どちらにいたつても五十歩百歩同じやな
いかと言つて下がりましたが、このやりとりと
いう問題についても、やはり非常に細かく、これか
らどかがつかみどころかわからぬような、これか
らうまくやろうという、そういう一つの状態だと思
いますので、広範な労使関係、中小零細企業の労

使慣行というものにやはり今度前向きで取り組む
というところについては、どうか大臣にも局長さん
からも伝えていただけたらと思ひますが、政務次官
がよくこの場のあれをひとつ話していただきた
いというのを要望しておきます。

○政府委員(船岡伊平君) 御趣旨はよくわかりま
したので、大臣にも伝えて善処したいと思ひます。
○委員長(藤田藤太郎君) 他に御発言もなけれ
ば、本件に関する質疑は、本日はこの程度にとど
めたいと存じますが、御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(藤田藤太郎君) 御異議なければ、さよ
う決定いたします。
本日はこれにて散会します。
午後三時十三分散会

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。
一、国民年金法等の一部を改正する法律案
一、精神衛生法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律
(国民年金法の一部改正)
第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十
一号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第三項中「一万三千二百円」を「一
万五千六百円」に改める。
第五十八条中「二万一千六百円」を「二万四
千円」に改める。
第六十二条中「一万五千六百円」を「二万八
千円」に改める。
第六十五条第五項中「八万円」を「十万二千
五百円」に改め、同条第六項中「二十万円」を
「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改
める。
第六十六条第二項中「四十万円」を「四十三
万円」に、「控除額と同法第十一条の十第一項

第二号イに規定する控除額とを合算した額の二
分の一に相当する額」を「控除額に相当する
額」に改める。
第六十七条第二項第一号中「二十万円」を「二
十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改め
る。

第七十七条第一項中
〇年以上五年未満 一四、〇〇〇円
五年以上六年未満 一五、〇〇〇円
六年以上七年未満 一六、〇〇〇円
改め、同条第二項中「保険料納付済期間が十四年未満」を「
三年以上四年未満 一三、〇〇〇円
四年以上五年未満 一四、〇〇〇円
五年以上六年未満 一五、〇〇〇円
に改め、同条第三項中
三年以上四年未満 一三、〇〇〇円
四年以上五年未満 一四、〇〇〇円
五年以上六年未満 一五、〇〇〇円
に改め、同条第二項第一号中「二十万円」を「二
十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改め
る。

第十三条第二項第一号中「二十万円」を「二
十二万円」に改め、「重度精神薄弱児又は」を削
り、「三万円」を「四万円」に改める。
附則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第一条中国民法別表の改正規定及び第二条児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民法第五十八條第六十二條及び第七十九條の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。(障害年金の支給要件に関する経過措置)

第二条 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十條第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日が昭和四十年八月一日前であり、かつ、同日において前後の廃疾を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。)にあるときは、同法第三十條第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。(母子年金及び準母子年金の額の改定)

第三条 昭和四十年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七條第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一條の第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの(その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の數に應じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置)

第四条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の死亡日の前日において国民年金法第三十七條第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて前条に規定する妻以外のものが、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第三十七條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 妻が、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないとき。
- 二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)
- 三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日において国民年金法第四十一條の第二項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子(前条に規定する祖母又は姉を除く。)が、昭和四十年八月一日において同法第四十一條の第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 女子が、現に婚姻をしてゐるとき。
- 二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。)
- 三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

第五條 国民年金法第四十二條第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和四十年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 現に婚姻をしてゐるか又は養子となつてゐるとき(父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)
 - 二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつてゐるとき。
 - 三 現に母又は父と生計を同じくしてゐるとき。
- 2 前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四條第一項に規定する額に改定する。
- 3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二條の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二條の五の規定により遺児年金を選択することができる。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。(障害福祉年金等の額の改定)

第六條 昭和四十年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八條、第六十二條(同法第六十四條の四において準用する場合を含む。)(又は第七十九條の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十一條第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四條の第三項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。)にあるもの(その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の數に應じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。(年金額に関する経過措置)

第七條 昭和四十年八月以前の月分の母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第八條 明治二十八年八月三日から昭和二十年八月一日までの間に生まれた者(昭和四十年八月一日において二十歳をこへ七十歳未満である者)

が、廃疾認定日が昭和四十年八月一日前である傷病(初診日において国民年金法第七條第二項第一号から第四号までのいづれかに該当した者のその傷病を除く)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、同法第五十六條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者)にあつては、二十歳に達した日(以後である二以上の傷病により廃疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの)については、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者)にあつては、二十歳に達した日(前である傷病による廃疾とを併合して同日に規定する廃疾の状態にある者)については、初診日が同日以後である傷病に係る廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものがあり、かつ、その傷病の初診日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、初診日の前日において国民年金法第五十六條第一項第二号に該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、初診日の前日において国民年金法第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第九條 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(附則第六條第二項に規定する妻を除く)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る)と生計を同じくするときは、同法第六十一條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

四 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子(附則第六條第二項に規定する祖母又は姉を除く)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において国民年金法第六十四條の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る)にあるときは、同法第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外

の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第六十一條第一項第二号又は第六十四條の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

第十條 この法律による改正後の国民年金法第六十五條第五項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金については、同法第六十五條第五項に規定する給付権者が同法第六十五條第五項に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 国民年金法第六十五條第六項及び第六十七條第二項(同法第七十九條の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和四十年九月以降の月分のこれらの福祉年金に適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

第十一條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限及び同法第十三條第二項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十二條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限及び同法第十三條第二項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十四條 この法律による改正後の児童扶養手当法第五條の規定は、昭和四十年九月以降の月分の児童扶養手当(以下この条及び次条において「手当」といふ)については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

(児童扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)

第十二條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限及び同法第十三條第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十三條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限及び同法第十三條第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十五條 この法律による改正後の国民年金法第六十一條第一項第二号又は第六十四條の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

第十六條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限及び同法第十三條第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十七條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限及び同法第十三條第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十八條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限及び同法第十三條第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十九條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限及び同法第十三條第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については、適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の額に関する経過措置)

第十三条 この法律による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法(以下「手当法」という。)第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の重度精神薄弱児扶養手当(以下「手当」という。)については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)

第十四条 手当法第七条の規定による手当の支給の制限及び同法第十一条の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の児童扶養手当法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当については適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の手当法第七条、第九条(同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一条第二項第三号において例による場合を含む。)及び同法第三十一条第二項の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の支給に関する特例)第十五条 手当法に規定する重度精神薄弱児が、昭和四十年八月一日において、附則第三条、附則第四条、附則第六条第二項又は附則第九条の規定により、新たに国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金(以下「母子年金等」という。)の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつた場合において、次項第一号イの額が同号ロの額をこえるときは、当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者が引き続き当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する間、その者に対する同年九月以降の月分の手当の支給については

は、当該重度精神薄弱児は、手当法第四条第三項第五号に該当しないものとみなし、当該母子年金等のうち母子年金又は準母子年金は、同条第四項第三号に規定する公的年金給付でないものとみなす。ただし、当該母子年金等の支給が引き続き行なわれる間に限る。

2 前項の規定の適用により重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者に支給する手当の額は、手当法第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額とする。

一 イの額からロの額を控除した額

イ この法律による国民年金法及び手当法の改正がないものとした場合において、昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額

ロ 昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く。)の数に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た同月分の手当の額とを合算した額

二 重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く。)の数に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た昭和四十年九月分の手当の額

3 前項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少したときは、その減少した日の属する月の翌月から、同項の規定による手当の額を、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項の規定の例により計算した額に改定する。

4 第二項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少した場合において、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項第一号イの例により計算した額が同号ロの例により計算した額に等しいか、又は満たなくなつたときは、その減少した日の属する月

の翌月以降の月分の手当については、第一項の規定を適用しない。

5 第二項の規定による額の手当の支給を受ける者について、手当の額の計算の基礎となる重度精神薄弱児が生じたときは、その生じた日の属する月の翌月から、その手当の額を、その重度精神薄弱児を同項第二号に規定する額の計算の基礎に加えて同項の規定の例により計算した額に改定する。

6 前項に規定する重度精神薄弱児が手当の額の計算の基礎とならなくなつたときは、その計算の基礎とならなくなつた日の属する月の翌月から、前項の規定による手当の額を、その重度精神薄弱児を第二項第二号に規定する額の計算の基礎に入れないで同項の規定の例により計算した額に改定する。

(国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)第十六条 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第六十四條」を「第六十四條の三」に改める。

附則第九條第五項及び附則第十條第四項を削る。

精神衛生法の一部を改正する法律案

精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 施設(第四条―第十二条)

第三章 精神衛生審議会及び精神衛生調査協議会(第十三条―第十七条)

第四章 精神衛生鑑定医(第十八条・第十九条)

第五章 医療及び保護(第二十条―第五十一条)

附則

第四条第一項中「厚生大臣の承認を得て」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第五条第二項及び第三項を削る。

第七条を次のように改める。

(精神衛生センター)

第七条 都道府県は、精神衛生の向上を図るため、精神衛生センターを設置することができる。

2 精神衛生センターは、精神衛生に関する知識の普及を図り、精神衛生に関する調査研究を行ない、並びに精神衛生に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行なう施設とする。

第八条中「又は指定市」を削る。

第十一条の見出しを(指定の取消し)に改め、同条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、指定の承認を「その指定」に改める。

第十二条中「精神衛生相談所」を「精神衛生センター」に改める。

第十三条 精神衛生審議会を「第三章 精神衛生審議会及び精神衛生調査協議会」に改める。

第十三条の見出しを(精神衛生審議会)に改める。

第十四条の見出しを(委員及び臨時委員)に改め、同条に次の一項を加える。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

(精神衛生調査協議会)

第十六条の二 都道府県知事の諮問に応じ、第三十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議させるため、都道府県に精神衛生調査協議会を置く。

(委員)

第十六条の三 精神衛生調査協議会の委員は、五人とする。

2 委員は、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員（關係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。

4 委員は、非常勤とする。

第十七条の見出しを「厚生省令又は条例への委任」に改め、同条中「省令」を「厚生省令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 精神衛生調査協議会の運営に關し必要な事項は、条例で定める。

第二十三条第二項第二号中「現在場所」の下に「居住地」を加える。

第二十四条を次のように改める。

（警察官の通報）

第二十四条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第二十五条中「精神障害のある被疑者について」を「精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について」に改め、「又は精神障害のある被告人について」を削り、「確定したとき」の下に「その他特に必要があると認めるとき」を加える。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（保護観察所の長の通報）

第二十五条の二 保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知つたときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（精神病院の管理者の届出）

第二十六条の二 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ）の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府

府県知事に届け出なければならない。

第二十七条第一項中「前四条の規定により申請又は通報」を「前六条の規定による申請、通報又は届出」に改める。

第二十七条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神病院のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、前六条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診察をさせることができる。

第二十九条第一項中「本人及び関係者の同意がなくても」及び「（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。以下同じ）」を削り、同条第三項中「長」を「管理者」に改め、「第一項」の下に「又は次条第一項」を加え、同条第四項中「精神病院法」の下に「（大正八年法律第二十五号）」を加える。

第二十九条の三 都道府県知事は、第二十九条の四及び第二十九条の二第一項を加え、同条を第二十九条の七とする。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、前三条の規定による手続をとることができない場合において、精神衛生鑑定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたと

きは、その者を前条第一項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 第一項の規定による入院の期間は、四十八時間をとることができる。

4 第二十七条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定により入院する者の収容について準用する。

第二十九条の三 第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置をとらない旨の通知を受けたとき、又は前条第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置をとる旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

（入院措置の解除）

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」といふ。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を収容している精神病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

第二十九条の五 措置入院者を収容している精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、措置入院者を収容している精神病院若しくは指定病院の管理者に対し、措置入院者の病状に關

する報告を求め、又は精神衛生鑑定医をして措置入院者を診察させることができる。

3 措置入院者又はその保護義務者は、都道府県知事に対し、入院を継続しなければならない精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。

第三十条第一項及び第三十一条中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加える。

第三十二条を次のように改める。

（一般患者に対する医療）

第三十二条 都道府県は、精神障害者の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他政令で定める病院若しくは診療所又は薬局（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に關し次に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。）で病院又は診療所へ収容しないで行なわれる精神障害者の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の二分の一を負担することができる。

2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。

3 第一項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護義務者の申請によつて行なうものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経て、都道府県知事に対してしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、精神衛生調査協議会の意見を聞かなければならない。

5 第三項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

6 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の規定によつて医療を受けることが

できる者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十二条の次に次の三条を加える。
(費用の請求、審査及び支払)

第三十二条の二 前条第一項の病院若しくは診療所又は薬局は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。

3 都道府県は、第一項の請求についての審査及び前項の費用の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金その他政令で定める者に委託することができる。

(費用の支弁及び負担)

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十二条の四 第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百五十二号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者である場合においては、保険者又は共済組合は、これらの法律の規定によつてすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一をこの部分については、給付することを要しない。

2 第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による医療扶助を

受けることができる者であるときは、その医療に要する費用は、都道府県が同項の規定によりその二分の一を負担し、その残部につき同法の適用があるものとする。

第三十三条及び第三十四条中「長」を「管理者」に改める。

第三十六条第一項中「長」を「管理者」に改め、同項第五号中「又は仮入院」を削る。

第三十七条第一項中「前条の届出があつた場合において調査の上」及び「又は仮入院を」を削り、「長」を「管理者」に改める。

第三十八条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削る。

第三十九条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削り、「求めなければならない」を「求めなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 警察官は、前項の探索を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該精神病院の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該精神病院の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができ。

第四十条の見出しを(仮退院)に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の病院長」を「第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者」とし、「入院中の精神障害者」を「措置入院者」に改め、同項を同条とする。

第四十一条中「前条の規定により退院又は仮退院する者」を「第二十九条の三若しくは第二十九条の四の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者」に、「精神病院の長」を「精神病院又は指定病院の管理者」に改める。

第四十二条中「都道府県知事は」を「保健所長は」に改め、「第二十七条の下に」又は「第二十九条の二第一項」を、「第二十九条の下に」

一項及び第二十九条の二第一項」を加え、「及び第四十条の規定による退院者」を「第二十九条の三又は第二十九条の四の規定により退院した者」に改め、「統一しているもの」の下に「その他精神障害者であつて必要があると認められるもの」を加え、「当該吏員」を「前条第一項の職員」に改め、「又は都道府県知事」の下に「若しくは保健所を設置する市の長」を、「医師をして」の下に「精神衛生に関する相談に応じさせ、及び」を加え、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

(精神衛生に関する業務に従事する職員)

第四十二条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、精神衛生に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行なうための職員を置くことができる。

2 前項の職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神衛生に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は保健所を設置する市の長が任命する。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

第四十八条第一項中「第四十三条の規定による保護拘束を行なう場合の外は」を「精神障害者は」に、「精神障害者を収容してはならない」を「収容してはならない」に改め、同条第二項を削る。

第五十条の見出しを(刑事事件に関する手続等との関係)に改め、同条第一項中「刑又は」を「精神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導処分若しくは」に、「精神障害者又はその疑いのある者」を「これらの者」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第二十五条、第二十六条」

に改め、同条の次に次の一条を加える。

(秘密の保持)

第五十条の二 精神衛生鑑定医、精神病院の管理者、精神衛生診査協議会の委員、第四十三条の規定により都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に關して知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同じである。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の第三十二条から第三十二条の四までの規定は、昭和四十年十月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第六号を次のように改める。

二十六 削除

第五十二条第七号を削り、同条第二十七号の二中「精神衛生法」の下に(昭和二十五年法律第二百二十三号)を加え、同条を同条第二十七号とする。

(保健所法の一部改正)

3 保健所法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 精神衛生に関する事項

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

4 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の三」を「精

神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条の七若しくは第三十二条の二第三項に改める。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、母子保健法案

母子保健法案

母子保健法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 母子保健の向上に関する措置(第九―第二十一条)
- 第三章 母子保健施設(第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条―第二十六条)

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

(乳幼児の健康の保持増進)

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

(母性及び保護者の努力)

第四条 母性は、みずからすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行なう者、後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

(児童福祉審議会の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条に規定する児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、中央児童福祉審議会は厚生大臣の、都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答える、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(保健所と市町村の関係)

第八条 都道府県の設置する保健所の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行なう母子保健に関する業務について、必要な協力を行なわなければならない。

第二章 母子保健の向上に関する措置

(知識の普及)

第九条 市町村長は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行なう等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

2 市町村長は、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦又は栄養士のうちから任命した非常勤の職員に前項の業務を行なわせることができる。

(保健指導)

第十条 市町村長は、妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行ない、又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行なわれるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(健康診査)

第十二条 市町村長は、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行なわなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行ない、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

(栄養の摂取に関する援助)

第十四条 市町村(特別区を含む。以下第二十一条第四項及び第二十二條において同じ)は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、すみやかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(母子健康手帳)

第十六条 市町村長は、妊娠の届出をした者に対して、厚生省令の定めるところにより、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産婦又は保健婦について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 前二項に定めるもののほか、母子健康手帳に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(妊産婦の訪問指導等)

第十七条 市町村長は、第十三条の規定による健康診査の結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産婦、保健婦又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行なわせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 都道府県又は保健所を設置する市は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医

師の診察を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(低体重児の届出)

第十八条 体重が二千五百グラム以下の乳児が生じたときは、その保護者は、すみやかに、厚生省令で定める事項を、その乳児の現在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(未熟児の訪問指導)

第十九条 保健所長は、その管轄する区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。

第二十条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、養育のため病院又は診療所に収容することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」といふ)の給付を行ない、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

(養育医療)

第二十一条 前条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用は、当該都道府県の支弁とし、同条の規定により保健所を設置する市の市長が行なう措置に要する費用は、当該市の支弁とする。

第二十二条 前条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用は、当該都道府県の支弁とし、同条の規定により保健所を設置する市の市長が行なう措置に要する費用は、当該市の支弁とする。

第二十三条 国は、政令の定めるところにより、都道府県又は保健所を設置する市が前項の規定により支弁する費用の十分の八を負担するものとする。

第二十四条 第一項の規定により養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の市長は、当該措置に要する費用を、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう)から徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

第二十五条 保健所を設置する市の市長が第二十四条の規定によつてした処分に係る審査請求に於いて都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

第二十七条 前条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(養育医療の給付に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたつて、附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(地方自治法の一部改正) 第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

4 養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」といふ)に委託して行なうものとする。

5 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得

て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 児童福祉法第二十一条及び第二十一条の九第六項から第八項までの規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について、同法第二十一条の五の規定は、養育医療に要する費用について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は保健所を設置する市」と読み替へるものとする。

第二十一条 前条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用は、当該都道府県の支弁とし、同条の規定により保健所を設置する市の市長が行なう措置に要する費用は、当該市の支弁とする。

第二十二条 前条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用は、当該都道府県の支弁とし、同条の規定により保健所を設置する市の市長が行なう措置に要する費用は、当該市の支弁とする。

第二十三条 国は、政令の定めるところにより、都道府県又は保健所を設置する市が前項の規定により支弁する費用の十分の八を負担するものとする。

第二十四条 第一項の規定により養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の市長は、当該措置に要する費用を、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう)から徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

第二十五条 保健所を設置する市の市長が第二十四条の規定によつてした処分に係る審査請求に於いて都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

第二十七条 前条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(養育医療の給付に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたつて、附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(地方自治法の一部改正) 第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

4 養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」といふ)に委託して行なうものとする。

5 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得

第二百五十二条の十九第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 母子保健に関する事務

(児童福祉法の一部改正)

第五條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一号及び第二号中「及び妊産婦」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行わなければならない。

保健所長は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童(身体に障害のある十五歳未満の児童)については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。につき、同法第十六条第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十九条の二を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)の給付を行ない、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行なうことができる。

育成医療の給付は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施設
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

育成医療の給付は、厚生大臣が身体障害者福祉法第十九条の二第一項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定育成医療機関」という。)に委託してこれを行なうものとする。

第二十条の二から第二十一条の五までを削り、第二十一条の六中「指定育成医療機関」を「指定育成医療機関」に、「養育医療」を「育成医療」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の七第一項中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十一条の八第一項から第四項までの規定中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一条の三とする。

第二十一条の九中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一条の四とする。

第二十一条の十中「第二十一条の四第一項」を「第二十条第一項」に、「第二十一条の七」を「第二十一条の二」に、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一条の五とする。

第二十一条の十一及び第二十一条の十二を削る。

第二十一条の十三を第二十一条の六とする。

第二十一条の十四を第二十一条の七とする。

第二十一条の十五中「第二十一条の十三第一項」を「第二十一条の六第一項」に改め、同条を第二十一条の八とする。

第二十一条の十六第二項中「第二十一条の十二第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。

指定療育機関は、三十日以上上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。第二十一条の十六中第七項を削り、第六項の次に次の三項を加え、同条を第二十一条の九とする。

指定療育機関が第五項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、第九項において準用する第二十一条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項第一号の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該療育機関の開設者に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第二十一条の規定は、指定療育機関についての規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十一条中「育成医療」とあるのは、「第二十一条の九第二項第一号の医療」と読み替へるものとする。

第五十条第四号から第五号の二までを削り、同条第五号の三中「第二十一条の十二」を「第二十条」に、「第二十一条の十三」を「第二十一条の六」に改め、同条を同条第四号とし、同条第五号の四中「第二十一条の十六」を「第二十一条の九」に改め、同条を同条第五号とする。

第五十一条第二項を削る。

第五十二条中「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その三分の一を」とを削り、「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改める。

第五十三条中「第一項第三号」を「第三号」に改める。

第五十三条の二中「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

第五十四条中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第二号」に改める。

「第五十一条第二号」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二から第七号まで」を「第五十条第四号から第七号まで」に、「第五十条第五号の二に規定する費用については、養育医療の給付を行つた場合における当該措置に要する費用、同条第五号の三」を「第五十条第四号」に、「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改め、「保健所を設置する市の市長にあつては、第五十一条第一項第一号及び第二項第四号に規定する費用」を削る。

第五十九条中「保健所を設置する市の市長が第二十条の二若しくは第二十一条の四の規定によつてした処分、特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分」を削る。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)第六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に関しては、前条の規定による同法の改正にかかわらず、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)第七條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「及び健康診査」を削る。(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)第八條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の八第三項(同法第二十一条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項において準用する場合を含む。)」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の三第三項(同法第二十一条の九第九項及び母子保健法(昭和四十年法律第九号)第二十条第六項において準用する場合

を含む。)に、「児童福祉法第二十一条の八第四項(同法第二十一条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項において準用する場合を含む。)」を「児童福祉法第二十一条の三第四項(同法第二十一条の九第九項及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に係る診療報酬に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十六号中、「養育医療」を削り、「同法第二十一条の十六第二項第一号」を「同法第二十一条の九第二項第一号」に改め、同条中第五十六号の二を第五十六号の三とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

第五十六号の二 母子保健法(昭和四十年法律第 第 号)の定めるところにより、養育医療に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第十三条第二号中「妊産婦」の下に「その他母性」を加える。

第二十九条第一項の表中央児童福祉審議会の項中「妊産婦」の下に「その他母性」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「児童福祉法第二十一条の十二」を「児童福祉法第二十条」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に「母子保健法(昭和四十年法律第 第 号)」を加える。

第七十二条の十七第一項ただし書中「身体障害者福祉法」の下に「母子保健法」を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に「母子保健法(昭和四十年法律第 第 号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正)

第十六条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 前条の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の規定は、昭和四十年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和三十九年度分の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

第七部

社会労働委員会会議録第九号

昭和四十年三月二十五日

【参議院】

昭和四十年四月六日印刷

昭和四十年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局